

CAS 2019/A/6557 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(JMSCA) 対 国際スポーツクライミング連盟(IFSC)

CAS 2019/A/6663 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(JMSCA) 対 国際スポーツクライミング連盟(IFSC)

スポーツ仲裁裁判所による

仲裁判断

以下の者によって構成された:

仲裁人長: マルティン・シムケ博士(弁護士、ドイツ・デュッセルドルフ市)

仲裁人: ハンス・ナター博士(弁護士、スイス・チューリッヒ市)

ミケーレ・ベルナスコーニ氏(弁護士、スイス・チューリッヒ市)

アドホック・クラーク: マリアン・サローニ氏(弁護士、カナダ・モントリオール市)

仲裁当事者

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(日本・東京)

代理人: 杉山 翔一 弁護士(日本・東京都)

申立人

国際スポーツクライミング連盟(スイス・ベルン市)

代理人: ベルンハルト・ベルガー博士、マヌエル・インフェルト氏(弁護士、スイス・ベルン市)

被申立人

I. 当事者

1. 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(以下「JMSCA」または「申立人」という)は、日本の山岳・スポーツクライミングの国内競技連盟(以下「NF」という)である。申立人の所在地は、日本の東京であり、日本オリンピック委員会(以下「JOC」という)および国際スポーツクライミング連盟に加盟している。

2. 国際スポーツクライミング連盟(以下「IFSC」または「被申立人」という)は、国際競技連盟(以下「IF」という)であって、全世界におけるクライミング大会の指揮、規制、振興、発展および推進を主たる目的とする非営利の非政府組織である。被申立人の所在地は、スイスのベルンである。

II. 事实的背景

A. 背景事実

3. この仲裁判断では、両当事者の提出書類、通信文書および手続きにおいて提示された証拠に基づき関係する事実と申立てを簡潔にまとめている。当事者の提出書類、通信文書および証拠にみられる追加の事実および申立ては、適切な場合には、以下の法的議論に関連して示すことがある。仲裁廷は、本手続きにおいて当事者が提出し、認められたすべての事実、申立て、法的主張、通信文書および証拠を慎重に検討したが、この仲裁判断においては、理由付けと結論の説明に必要な事項のみに触れる。

B. 選考システム(YOG)

4. 2017年8月29日、IFSCは、ブエノスアイレス2018ユースオリンピック競技大会(以下「YOG」という)の選考システムを発表した。YOG選考システムの内容は、特に以下のとおり。

B. 割当選手数

1. スポーツクライミング競技総割当選手数

	選考大会割当選手数	開催国割当選手数	一般参加割当選手数	合計
男子	18	1	1	20
女子	18	1	1	20
合計	36	2	2	40

2. 各国内オリンピック委員会(NOC)最大選手数:

	各 NOC 割当選手数
--	-------------

男子	2
女子	2
合計	4

3. 出場枠の配分方法

出場枠は、名指しで、選手個人に配分される。出場資格を有する選手が男女別に 3 名以上いる NOC は、その中からエントリーする選手男女各 2 名を決定する権限を有する。

C. 選手適格性

すべての選手は、現在有効なオリンピック憲章の規定(規則 41(競技者の国籍)を含むが、これに限定されない)を遵守しなければならない。オリンピック憲章に従う選手のみがユースオリンピック競技大会に出場することができる。

年齢

ユースオリンピック競技大会に出場する資格を得るためには、2000 年 1 月 1 日から 2001 年 12 月 31 日の間に生まれた選手でなければならない。

IF 追加適格性基準

ユースオリンピック競技大会に出場する資格を得るためには、選手は、以下の条件を満たさなければならない。

- 有効な IFSC ライセンスを保有していること。
- ユースオリンピック競技大会開催年度中に、理由のいかんを問わず、IFSC 主催の大会への出場を禁止されていないこと。

D. 出場枠選考手順

選手のランキングおよび上記の大会への参加については、当該年度の IFSC の規則が適用される。

選考大会割当

男子および女子

出場枠数	選考大会
D.1. 男子 13 名 女子 13 名 (26 名)	D.1. 世界ユース選手権大会(YWCH) オーストリア、インスブルック市 2017 年 8 月 30 日~2017 年 9 月 10 日、 当世界ユース選手権大会の「ユース A」カテゴリーの男女各上位 13 名の選手にそれぞれ出場枠1が配分される。ただし、各 NOC に男女別に割り当てられた最大選手数を尊重しなければならない。

D.2. 男子 5 名 女子 5 名 (10 名)	D.2. 2017 年大陸別ユース選手権大会 (YCCH) IFCS によって認可された下記の各 YCCH の優勝者に出場枠 1 が配分される。ただし、各 NOC に男女別に割り当てられた最大選手数を尊重しなければならない。 ・アフリカ:2018 年アフリカユース A・YOG 選考大会(2017 年 12 月 8 日～、南アフリカ、ヨハネスブルグ市) ・アジア:アジアユース大陸別選手権(2017 年 7 月 5 日～2017 年 7 月 9 日、シンガポール、シンガポール市) ・オセアニア:オセアニアユース大陸別選手権(2017 年 10 月 13 日～2017 年 10 月 15 日、ニューカレドニア(フランス)、ヌメア市) ・パンアメリカン:ユース大陸別選手権(2017 年 10 月 30 日～2017 年 11 月 5 日、カナダ、モントリオール市) ・ヨーロッパ:ヨーロッパユース複合大陸別選手権(2017 年 11 月 25 日～2017 年 11 月 26 日、フランス、サン・テティエンヌ市) 優勝者が上記 D.1.で既に出場枠を獲得した選手であった場合には、出場枠は、未だ出場枠を有しない同大会次位の選手に与えられる。 大陸別ユース選手権大会が世界ユース選手権大会より前に開催され、選手が両大会で出場枠を獲得した場合、世界ユース選手権大会での割当が優先し、YCCH による出場枠は、未だ出場枠を有しない同大会次位の選手に与えられる。
--	---

E. 出場枠の確認

選考大会出場枠の確認

IFSC は、世界ユース選手権大会の成績を、2017 年 9 月 12 日までに、IFSC ウェブサイト(リンク先)にて公表する。

IFSC は、大陸別ユース選手権大会の成績を、大会終了後ただちに、IFSC ウェブサイト(リンク先)にて公表する。

IFSC は、大陸別ユース選手権大会終了の 5 日後に、関係 NOC に対し、獲得した出場枠を書面にて正式に通知する。

大陸別ユース選手権大会が世界ユース選手権大会より前に開催された場合、IFSC は、世界ユース選手権大会が終了した後の 2017 年 9 月 12 日に書面にて正式に通知する。

当該 NOC は、2 週間以内に、IFSC および BAYOGOC に対し、「G. 出場枠確認までの日程」で定められているように、授与された出場枠使用の意思を確認しなければならない。

開催国割当選手数の確認

D.1.または D.2.で開催国が出場枠を得ていない場合、開催国は、2017 年 9 月 26 日までに、IFSC および BAYOGOC に対し、選手の参加を書面にて正式に通知しなければならない。

F. 未使用割当出場枠の再配分

未使用選考大会割当出場枠の再配分

配分された割当出場枠の使用が出場枠使用確認期限内に NOC により確認されないか、または当該出場枠の使用が NOC により辞退された場合、当該出場枠を獲得した各大会において次位の成績を収めたが、未だ出場枠を有していない選手に再配分される。再配分される出場枠を得ることができる他の選手が各ユース大陸別選手権大会からは出ない場合、その出場枠は、未だ出場枠を有しない同世界ユース選手権大会次位の選手に与えられる。

5. 2017 年 7 月 5 日から 9 日まで、アジアユース大陸別選手権大会がシンガポールにて開催された(以下「アジアユース大会」という)。中島大智選手が男子ユース「A」複合種目で 4 位に入り、出場枠 1 を獲得した。

6. 2017 年 8 月 30 日から 2017 年 9 月 10 日まで、IFSC ユース大陸別選手権大会がオーストリアのインスブルックにおいて開催された(以下「IFSC ユース選手権大会」という)。土肥圭太選手と田中修太選手が男子ユース「A」複合種目でそれぞれ 2 位と 6 位に入り、それぞれに出場枠 1 を獲得した。

7. 2017 年 9 月 12 日に、IFSC は、JOC にレターを送り、アジアユース大会と IFSC ユース選手権大会後の出場枠を正式に通知した。IFSC からのレターの内容は以下の通り。

各位

2018 ユースオリンピック競技大会(以下「YOG」という)のスポーツクライミング競技の選考システムの公表と、IFSC アジアユース大陸別選手権大会および世界ユース選手権大会の結果の発表後、以下の選手が 2018 ユースオリンピック競技大会におけるスポーツクライミング競技の出場資格を得たことをお知らせいたします。

土肥圭太ー男子ユース A 複合

田中修太ー男子ユース A 複合

中島大智－男子ユース A 複合

中村真緒－女子ユース A 複合

ただし、男子カテゴリーについては、NOC の最大割当選手数により、3 名のうち 2 名のみを確認してください。

女子カテゴリーについては、中村真緒選手が割当出場枠を使用するかどうかをご確認ください。
(...)

8. このレターを受け取った後、JOC は、IFSC と YOG 組織委員会に対し、男子カテゴリーで割り当てられた出場枠について、土肥選手と田中選手を確認すると回答した。

C. 第 32 回オリンピック競技大会(東京 2020)選手選考システム

9. 国際オリンピック委員会(以下「IOC」という)は、第 32 回東京オリンピック競技大会(以下「2020 東京大会」という)の選手選考システムに関する原則を定め、これは、2017 年 7 月に IOC 理事会によって承認された。その後、該当する国際競技連盟(以下「IF」という)との協力により、各競技の選手選考システムが作成された。

10. 2017 年 10 月、2020 東京大会のスポーツクライミング選手選考システムが IFSC によって承認された(以下「IFSC 選手選考システム」という)。

11. 2018 年 2 月 3 日、オリンピック憲章の規則 40 および規則 40 の付属細則第 1 条に従って、IFSC 選手選考システムが IOC 理事会によって承認された。IOC の承認レターの内容は以下のとおりである。

マルコ殿

デブラ殿

東京 2020 第 32 回オリンピック競技大会の選手選考システムの策定に際して多大なご協力をいただき、皆様方と IFSC に御礼申し上げます。

スポーツクライミング競技に関する東京 2020 選手選考システムが、2 月 3 日、平昌での会合において IOC 理事会によって承認されました。

一定の用語やフォーマットを統一したうえで、三者委員会参加枠の割当手続きに加え、貴選考シ

システムの最終版の英語版とフランス語版を、数週間のうちに提供する予定です。

御存知のように、各 NOC が選考大会に関する最新の情報を得ることができることは非常に重要です。この情報が未確定の場合には、システムの内容を適宜更新できるよう、詳細が確認でき次第、選考大会の開催日および開催場所に関するすべての最新情報を提供していただけますと幸いです。

選手選考システムの原則に従い、また、すべての NOC が正確な文書を扱っていることを徹底するため、各競技の選手選考システムは、一旦 IOC と各 IF が承認すれば、IOC の同意なく変更してはなりません。混乱や食い違いを避けるため、その選手選考システムは、IOC の承認なく、異なる書式で公表してはなりません。この点についてご質問があれば、ブラム・シュレケンス (bram.schellekens@olympic.org) までご連絡ください。

皆様方の素晴らしいご協力にあらためて感謝いたしますとともに、東京 2020 オリンピック競技大会に向けて良き協力関係を保てることを期待しています。

よろしくお願いいたします。

キット・マコーネル
スポーツディレクター

12. 2018 年、被申立人は、スポーツクライミング競技の IFSC 選手選考システムを公表した。この選考システムの内容は、特に以下のとおり。

B. 割当選手数

1. スポーツクライミング競技総割当選手数：

	選考大会割当選手数	開催国割当選手数	三者委員会招待割当選手数	合計
男子	18	1	1	20
女子	18	1	1	20
合計	36	2	2	40

2. 各国内オリンピック委員会 (NOC) 最大選手数：

	各 NOC 割当選手数	種目別割当選手数
男子	2	各種目 2 名
女子	2	各種目 2 名

合計	4	
----	---	--

3. 出場枠の配分方法

出場枠は、名指しで、選手個人に配分される。

C. 選手適格性

すべての選手は、現在有効なオリンピック憲章の規定(規則 41(競技者の国籍)および規則 43(世界アンチ・ドーピング規程と試合の不正操作防止に関するオリンピック・ムーブメント規程)を含むが、これらに限定されない)を遵守しなければならない。オリンピック憲章に従う選手のみが東京 2020 オリンピック競技大会に出場することができる。

IF 追加適格性基準

東京 2020 オリンピック競技大会に出場する資格を得るためには、三者委員会招待枠および開催国割当出場枠を授与された選手を含み、すべての選手は、以下の条件を満たさなければならない。

- 最終登録締切日(2020 年 7 月 6 日)においてオリンピック競技大会開催年度有効の IFSC 発行国際ライセンスを保有していること
- ユースオリンピック競技大会開催年度中に、理由のいかんを問わず、IFSC 主催の大会への出場を禁止されていないこと
- 次項の「D. 出場枠選考手順」で言及されている大会のうち、少なくとも 1 つへの参加歴を有すること

D. 出場枠選考手順

選考大会割当

以下、選考の対象となる大会を大会の優先順に示す。

男子および女子

出場枠数	選考大会
7	D.1. 2019年IFSC複合世界選手権大会(日本、八王子市、8月20日～8月21日) 当世界選手権大会男女各上位 7 名の選手にそれぞれ出場枠 1 が配分される。ただし、各 NOC に男女別に割り当てられた最大選手数を尊重しなければならない。
6	D.2. 2019年オリンピック予選大会(フランス、トゥールーズ市、11月28日～12月1日) 上記D.1.で選ばれた選手を除外したIFSCオーバーオール・ワールドカップ・ラ

	ンキング男女各上位20名がオリンピック予選大会に出場する資格を有する。 当予選大会成績男女各上位 6 名の選手にそれぞれ出場枠 1 が配分される。 ただし、各 NOC に男女別に割り当てられた最大選手数を尊重しなければならない。
5	<u>D.3. 2020年IFSC複合大陸別選手権大会</u> 当複合大陸別選手権大会男女各優勝者にそれぞれ出場枠1が配分される。ただし、各NOCに男女別に割り当てられた最大選手数を尊重しなければならない。IFSC公認複合大陸別選手権大会は下記のように開催される。 ・アフリカ大会、2020年5月1日～3日、南アフリカ共和国、ヨハネスブルク市 ・アジア大会、2020年4月27日～5月3日、日本、盛岡市(日程変更) ・ヨーロッパ大会、2020年4月16日～18日、ロシア、モスクワ市 ・パンアメリカン大会、2020年2月27日～3月1日、米国、ロサンゼルス市 ・オセアニア大会、2020年4月18日～19日、オーストラリア、シドニー市 大陸別複合大会での優勝者が、上記 D.1.または D.2.で既に出場枠を獲得した選手であった場合には、未だ出場枠を有しない同大会次位の選手に与えられる。

開催国割当出場枠

開催国には、男女各出場枠1が自動的に与えられる。ただし、出場枠を得る選手は、「C. 選手適格性」にて定められる適格性要件を満たし、かつ、世界ユース選手権大会への参加歴を有しなければならない。

F. 未使用出場枠の再配分

未使用選考大会割当出場枠の再配分

未使用の開催国割当出場枠は、未だ出場枠を有しない2019年複合世界選手権大会次位の選手に再配分される。ただし、各 NOC に男女別に割り当てられた最大選手数を尊重しなければならない。

13. 2018年11月6日、申立人は、IFSC 選手選考システムの解釈について問い合わせる電子メールを被申立人に送信した。

14. 2018年11月10日、東京2020の選手選考プロセスの責任者であるオリンピック調整委員長であるジェロム・メイヤー氏が、開催国割当出場枠に関する電子メールを申立人に送信した。その電子メールの内容は以下のとおりである。

ユーージさん、サキさん、皆さん

OG2020 の選手選考システム(QS)に関するレターをありがとうございます。下記の回答がお役に立てることを期待いたします。

まず、あなたが使っているリンクは IFSC ウェブサイトへのリンクであることを強調したいと思います。このサイトは当該文書の正式な出典ではないことをご了承ください。

正式な出典は、すべての NOC 向けの IOC 関連プラットフォームです。明らかに、IFSC は、IOC と密接な関係にあり、我々のウェブサイトに表示されている内容は最新のものとなるよう注意していますが、一般に、この QS に関する正式な要請は、自国の NOC(すなわち JOC)に対して行うべきものです。

これはせせこましい回答のように見えるかもしれませんが、重要なことです。というのも、例えば、QSに関する問題の場合には、IOCに対して不服を申し立てるのは JOC であって、JMSCA が IFSC に対して不服を申し立てるのではないからです。

次にあなた方の質問についてですが、

- 一般論:

参加国には、出場選手は男女各 2 名までという絶対的な上限が課されています。従って、選考方法にかかわらず、OG 2020 に出場する日本人は、男女それぞれ最大 2 名となります。

-開催国割当に関するご質問:

これはつまり、「選考大会割当出場枠」を獲得した日本人男子(または女子)選手がいない場合には、開催国である日本は「開催国割当出場枠」だけを使用することができる、ということでしょうか。>いいえ

それとも、日本人男子(または女子)選手 1 名だけが「選考大会割当出場枠」を獲得した場合であっても、日本は、「開催国割当出場枠」を使用することができる、ということでしょうか。>はい

日本チームが(特定の性別の)選手 1 名のみを選考しようとする場合には、2 人目の選手には開催国割当出場枠を使用することができます。

また、1/4 ページの「B. 割当選手数」の「2. 各 NOC 最大選手数」(各 NOC の割当は男女各 2 名ずつであることを定めたもの)にかかわらず、男子(または女子)日本人選手 2 名が「選考大会割当出場枠」を獲得したとしても、日本は「開催国割当出場枠」を使用することができるでしょうか？>いいえ。ただし、、、(下記を参照)

この場合についても、ページ 4/4 の「未使用開催国割当出場枠の再配分」は提供されますか？>

はい

上記のとおり、各国 2 名が絶対的上限であることから、日本が選手 2 名を選出した場合には、開催国割当を使用することはできず、従って、この出場枠は再配分されます。

しかしながら、開催国割当出場枠を使用できる可能性はあります。ただし、この場合には、つまり、選考大会により選考された選手 2 名のうち 1 名を拒否する必要がありますが、その大会の次位の選手が日本人でないことを確認する必要があります。さもないと、拒否した出場枠は、貴チームの別の選手に自動的に与えられることになり、この場合、再びその選手を拒否する必要が生じるおそれがあるからです。

ここで述べたプロセスは、オリンピックでよい成績を収めるとあなた方が信じる特定の選手が選考大会で選出されなかったにもかかわらず、その選手を選考するための方法といえます。

15. 2019 年 2 月 20 日、IFSC の副会長である小日向徹氏は、JOC と JMSCA に電子メールを送付し、割当の配分と開催国割当出場枠に関する理解を確認した。その電子メールの該当部分は以下のとおり。

ここで重要なのは、各 NOC は最終的には最大 2 名を東京オリンピック競技大会にエントリーすることができるものの、WCH において割当出場枠を獲得し、NOC が確認した選手は、2019 年オリンピック予選大会に出場することができないが、アジア CCH には出場することができる。

言い換えると、2 名以上の選手が出場資格を得ることができるが、その可能性は日本にとっては非常に高く、また、いうまでもなく、日本は開催国割当出場枠も持っている。

それでもなお、どの選手に NOC が確認を出すのかは、NOC(NF)が判断すべき問題である。

上記の情報はすべて、公表済みの文書から得ることができる(IF への前回の出張中に事務局職員と一緒にその文書に目を通すことが私の理解に役立った)。

専ら私の個人的な意見であるが、私は、選手が出場資格を得たら、IF から何らかの発言がある前に、その選手を確認する方がよいと思う。

その理由は、エントリーは最大 2 名であるが、文書には、確認することができる選手の人数の上限については何も書かれていないからである。

一方で、その文書には、確認した選手がいない場合には、出場枠を獲得していない選手、すなわち、下位入賞の選手を同じ方法で確認しなければならない旨が記載されている。

該当選手が開催国割当出場枠でない出場枠を放棄した場合には、その出場枠は別の選手に譲渡されることから、その出場枠を取り戻すことができる可能性は非常に低いといえよう。

いずれにせよ、6 月までは何が起こってもおかしくない(事故、病気、入院等)。(開催国割当出場枠が認められるものの、この文書には、開催国割当出場枠を獲得した選手が既に選ばれている場合に、その割当出場枠を使うことはできないのか否かは明確に記載されていない。私の理解では、出場枠内、すなわち、各 NOC につき 2 名以内であれば自由に使うことができると考えられる。

16. 2019 年 3 月 14 日、IFSC 選手選考システムに関するワークショップが日本で開催された。そのワークショップにおいて、ジェロム・メイヤー氏は、ある NOC の男女各々 2 名の選手が世界選手権大会で既に確認している場合であっても、同じ NOC の別の選手もその後の選考大会で出場資格を得ることができると申立人のために説明した。

17. 2019 年 3 月 16 日、IFSC 総会に際して記者会見が開かれた。申立人のため、小日向徹氏が以下のように述べた。

「選考大会割当出場枠の確認」は、「オリンピック大会のエントリーの確定」と同じ概念ではありません。選考大会割当出場枠を有していない選手が複合予選会に参加した場合、3 つ目の出場枠が確認される可能性もあります。NOC が選考大会毎に最大 2 名の選手の出場枠を確認することも可能ですから、NOC は合計 2 つ以上の参加資格を確認することになるかもしれません。選考大会割当出場枠は、確認した選手に与えられます。一方で、開催国割当出場枠は、まだ確認していない選手について使用することができます。

18. 2019 年 5 月 19 日、IFSC は、フランスのトゥールーズで開催される、オリンピック予選大会のための 2019 年 IFSC 複合予選会(以下「OQE」という)に関する規則を発表した。その規則の内容は、特に以下のとおり。

5. 東京 2020 オリンピック大会出場枠について

男女各々につき、2019 年 IFSC 複合予選会の上位 6 名にそれぞれ東京 2020 オリンピック大会の暫定出場枠が与えられ、その出場枠は、それぞれの選手の NOC による承認／確認を条件とする。

19. 2019 年 5 月 21 日、JMSCA は、東京 2020 の国内参考基準(以下「国内基準」という)を

発表した。国内基準は、特に以下のとおり。

1. 東京大会へ出場するためには
選考システム(別紙)に基づき、選手適格性(選考システム C 参照)を充足し、選考大会割当出場枠または開催国割当出場枠(以下まとめて「出場枠」)を有する選手(選考システム D 参照)から、JMSCA が男女各々最大 2 名(選考システム B 参照)を選考し、JOC に推薦し、JOC が東京大会のスポーツエントリーを行う。
2. 東京大会への出場枠を獲得するためには
選考システム(別紙)を参照されたい。
3. JOC 推薦選手となるためには
JMSCA が以下の方法で JOC への推薦選手(以下「JOC 推薦選手」)を選考する。

[1] 東京大会における JOC 推薦選手選考のための大会

- (1) 世界選手権八王子大会 IFSC Combined World Championship 2019
開催期日:2019 年 8 月 11 日～21 日 開催場所:東京都八王子市
- (2) オリンピック予選大会 Olympic Qualifying Event 2019
開催期日:2019 年 11 月 28 日～12 月 1 日 開催場所:フランス・トゥールーズ
- (3) アジア選手権盛岡大会 IFSC Asian Combined Continental Championships 2020
開催期日:2020 年 4 月 27 日～5 月 3 日 開催場所:岩手県盛岡市
- (4) スポーツクライミング第 3 回コンバインドジャパンカップ
開催期日:2020 年 5 月 16 日～17 日 開催場所:未定

[2] JOC 推薦選手の選考方法(男女各々同様)

- (1) 選考大会割当出場枠を有する選手が 3 名以上のとき(男女各々同様)以下の方法で JOC 推薦選手を選考する。

(a) 優先選考選手

下記①～③の大会において選考大会割当出場枠を獲得した選手の中から、以下の選考方法により、1 名を優先的に選考し、JOC 推薦選手とする。

- ① 世界選手権八王子大会(上記1)

選考システムにより選考大会割当出場枠を獲得した選手(原則として 7 位以内の成績の選手。ただし、繰り上がりの可能性あり。以下同じ)の中から最上位の日本選手を JOC 推薦選手とする。

② オリンピック予選大会(上記[1](2))

①において該当選手がいなかった場合のみ本大会の成績を用いる。

選考システムにより選考大会割当出場枠を獲得した選手の中から最上位の日本選手を JOC 推薦選手とする。

③ アジア選手権盛岡大会(上記[1](3))

①および②において該当選手がいなかった場合のみ本大会の成績を用いる。

選考システムにより選考大会割当出場枠を獲得した選手の中から最上位の日本選手を JOC 推薦選手とする。

(b) 優先選考選手以外の選考基準

① 選考大会

スポーツクライミング第 3 回コンバインドジャパンカップ(上記[1](4))

② 対象選手

(a)において優先選考をされなかった、選考大会割当出場枠を有する選手。

③ 選考方法

本大会の成績が最上位の 1 名の選手を推薦する。

20. 2019 年 8 月 20 日から 21 日にかけて、IFSC 世界選手権大会が日本の八王子にて開催された(以下「WCH」という)。男子複合種目で、原田海選手が 4 位、檜崎明智選手が 5 位、藤井快選手が 6 位に入った。女子複合種目では、野口啓代選手が優勝し、野中生萌選手が 5 位、森秋彩選手が 6 位、伊藤ふたば選手が 7 位に入った。

21. 2019 年 8 月 26 日、JOC の職員である渡辺稔一氏は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のスポーツエントリ担当の佐藤さくら氏から電子メールを受け取った。その内容は以下のとおり。

渡辺殿

お世話になっております。

ご連絡をいただきありがとうございます。

問題を改めてチーム内で確認いたしましたところ、スポーツクライミングは、「選考システム」に記載されているように、出場権は「名指しで」獲得する競技であることから、貴殿が今回「確認」を出せば、4 名の選手が確定するものと私は理解しております。

(NOC が選考することを認められるのであれば近代五種(参考 1)のように、「選考システム」にその旨が定められているはずですが、クライミングについては、「名指しで」と明記されています。)

参考1:近代五種

3. 出場枠の配分方法

出場枠は、名指しで、選手個人に配分される。出場資格を有する選手が男女別に 3 名以上いる NOC は、その中からエントリーする選手男女各 2 名を決定する権限を有する。

参考2:クライミング

3. 出場枠の配分方法

出場枠は、名指しで、選手個人に配分される。

上記の点について確認をお願いいたします。

佐藤

22. 2019 年 8 月 27 日、JMSCA は、IFSCに対して以下のようなレターを出した。

ジェロム・メイヤー殿

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(JMSCA)は、東京 2020 オリンピック競技大会に以下の 4 名の選手を確認したことをお知らせいたします。

檜崎智亜一男子

原田海一男子

野口啓代一女子

野中生萌一女子

また、今後の選考に関し、JMSCA は、以下のことが妥当すると理解しています。

- オリンピック予選会で別の日本人選手最大 2 名(男女各々)を確認することができる。
- アジア選手権で別の日本人選手 1 名(男女各々)を確認することができる。
- 最終的には、JMSCA が 5 名の選手の中から 2 名の選手(男女各々)を東京 2020 オリンピック競技大会の日本代表チームのメンバーに選出する。

上記の内容をご確認ください。よろしくお願いいたします。

安井博志
日本代表チームヘッドコーチ

23. 2019 年 8 月 30 日、JOC は、被申立人に対し、以下のようなレターを出した。

国際スポーツクライミング連盟
オリンピック調整委員長
ジェロム・メイヤー殿

東京 2020 の割当出場枠の使用の確認について

東京 2020 オリンピック競技大会の割当出場枠の使用の確認に関する発表をありがとうございます。

日本オリンピック委員会は、出場枠について以下の通り確認したことをお知らせいたします。

スポーツクライミング

檜崎智亜一男子
原田海一男子
野口啓代一女子
野中生萌一女子

NF のレターに基づき、上記の選手の選考プロセスを明確にさせていただきますと幸いです。

よろしくお願いいたします。

日本オリンピック委員会
専務理事
福井烈

24. 2019 年 8 月の WCH の後、JOC は、東京 2020 スポーツエントリー担当ディレクターのメリーナ・クサンソポーロー氏に接触し、後に出場資格を得た別の選手に改めて確認を出すことができるか否かを問い合わせた。この問い合わせに対し、2019 年 8 月 30 日、メリーナ・クサンソポーロー氏は、以下のとおり JOC に回答を送った。

ジェロムさん

レベッカからの電子メールと彼女からの質問に対しては、私たちの電話での話し合いと、承認されている現行の選考システムのとおり、確認後に選手を変更することはできないというのがご回答です。USOPC が現在確認していることが何であれ、選手らは競い合うことができます。他の場合には、再配分が行われる可能性があります。JOC も 3 つの予選会を行ったのでまったく同じ要求をしています、残念ながら、これは、私たちが JOC に対して行った回答と同じです。

添付の近代五種の選考システムをご覧いただき、3 名以上の選手が出場資格を得た場合にその中からの選出を認める文言に相違があることをご理解ください。

今後、変更を検討する必要があるかもしれません。

添付の抜粋は MP からもらったもので、もしよろしければこれを利用して、各 NOC(同じような質問や要請が出される可能性がある)に対し、このことは現行の選考システムでは考えられていないこと、もし考えられているとすれば、近代五種の選考システムのような文言になったであろうことを説明していただきたいと思います。

ご意見やさらに説明が必要な事項がございましたらいつでもご連絡ください。次回東京でお会いできることを楽しみにしております。

競技大会に向けて良き協力関係を保てることを期待しています。

よろしくお願いいたします。

メリーナ

25. これに対し、2019 年 9 月 4 日、被申立人は、JMSCA に以下のようなレターを出した。

安井博志殿

4 名の選手の確認をご連絡いただき、ありがとうございます。日本がオリンピックに向けて既に良いチームを編成できたであろうことをうれしく思います。

ご質問もありがとうございます。この先の選考大会における他の日本人選手が出場資格を得ることがございましたら、IFSC は、以下のように手続きを進めたいと思います。

トゥールーズの予選大会において、男女別に各 2 名の日本人選手が、認められる 6 つの出場枠内で枠を獲得した場合、IFSC は、日本オリンピック委員会(JOC)にレターを送付し、その選手らの出場枠の確認を求めます。

別の日本人選手がアジア選手権大会で出場資格を得た場合も、IFSC は同様の手続きを進めます。

このことは、過去の大会で既に得た出場枠の確認に影響を及ぼすものではありません。

しかし、エントリー期限日までに、JPC は、男女各 2 名の選手をエントリーしなければなりません。
この 2 名の選手の選出は JOC に委ねられており、おそらくあなたの意見が求められると思います。

ご質問に対するご回答になっていますでしょうか。また、何かございましたらいつでもご連絡ください。

ジェロム・メイヤー
オリンピック調整委員長

26. 2019 年 10 月 4 日¹、被申立人は、2019 年 9 月 4 日の連絡で示した立場を以下のように変更した。

会長殿
福井さん

日本山岳・スポーツクライミング協会(JMSCA)の日本チームが東京 2020 夏季オリンピック競技大会への出場枠を既に 2 つ確保したことに改めてお祝いを申し上げます。その選手たちを待ち受ける来月のトレーニングの成功を願っております。

この選出の後、IOC と東京 2020 組織委員会が提供したスポーツクライミング選考システムの解釈に照らしますと、2019 年 9 月 4 日付の JMSCA 宛のレターは正確ではなかったように思われます。従って、開催国割当出場枠の再配分を進めたいと思います。

日本が 2019 年世界選手権大会で最大割当選手数を確保し、女子 2 名、男子 2 名を確認したことから、この再配分が行われるものです。

信頼に足る協力に感謝いたしますとともに、ご質問がございましたらいつでもご連絡ください。

よろしくお願いいたします。

¹ 申立人から提出された書証によると、レターの日付は 2019 年 10 月 4 日である。しかし、仲裁廷は、2019 年 10 月 4 日付のレターは、このレターの後の大会とこの後のレターの日付と時系列的に合わない。従って、仲裁廷は、2019 年 10 月 4 日付のレターは、日付に関しては単なる誤記と推定する。

ジェロム・メイヤー

IFSC オリンピック調整委員長

27. 2019 年 10 月 3 日、JOC は IFSC にレターを出し、JMSCA の選考プロセスをサポートする意思を表明した。JOC はまた、開催国割当出場枠に関するジェロム・メイヤー氏と小日向徹氏による以前の説明に基づく JMSCA の出場枠について、明確化も求めた。さらに、JOC は、このレターに、JMSCA からの連絡(これも 2019 年 10 月 3 日付)を添付した。その内容は以下のとおり。:

ジェロム・メイヤー殿

10 月 4 日付の書面(Prot. 2019 / OG 1141)に目を通しました。

2019 年 5 月に、日本山岳・スポーツクライミング協会(JMSCA)は、オリンピック選考基準を正式に発表いたしました。このことから、国内選考基準に大きな変更を加えることは困難です。事情をご理解いただけますと幸いです。

貴殿から文書(Prot. 2019 / OG / 141)を受け取って、JMSCA は、東京 2020 に参加する選手の決定を以下の通り変更したいと思います。これは、8 月 27 日に書面にて正式に通知した内容と異なることにご注意ください。

日本オリンピック・クライミングチームについて

[男子]

1. 檜崎智亜(世界選手権大会からの確認)
2. 開催国割当出場枠(JMSCA が選定)

[女子]

1. 野口啓代(世界選手権大会からの確認)
2. 開催国割当出場枠(JMSCA が選定)

上記の内容をご確認ください。

よろしくお願いいたします。

安井博志

日本代表チームヘッドコーチ

28. 2019 年 10 月 14 日、IFSC は、JOC にレター(以下「連絡(1)」という)を送り、

開催国割当出場枠は柔軟に使用することはできないと述べた。具体的には、連絡(1)の内容は以下のとおり。

会長殿
福井さん

先日のレターへのご回答ありがとうございます。また、昨今の展開を考慮し、ご迷惑をおかけして申し訳ございません。このプロセスに関わる選手のため、スポーツクライミング選考システム(QS)に関して連絡させていただきました。

JMSCA の 10 月 3 日付のレター[...]と貴殿とのやり取りに基づき、JOC と JMSCA は 2019 年世界選手権大会からの確定者である日本人選手のうち 2 人目(本件では野中生萌選手と原田海選手)を取り下げて、開催国割当出場枠を使って確認を遅らせる意向であると理解しています。

しかし、QS の規定によると、取り下げた選手を後に改めて確認することはできません。つまり、野中生萌選手と原田海選手を取り下げると、両選手は東京 2020 オリンピック競技大会の参加資格を失うことになります。これは貴殿の意図することではないと思います。

また、開催国割当出場枠は、開催国がオリンピック競技大会に参加できるようにするために IOC が導入した特別な枠です。参加資格を得た選手に関する柔軟な取扱いを認める道具としてのものではございません。言い換えますと、日本が選手 1 名に確認を出した場合、開催国割当出場枠は適用されず、再配分の対象になります。

上記の内容に鑑みまして、残念ですが、貴殿の求めに応じることはできません。従って、開催国割当出場枠を 2019 年世界選手権大会の次位の選手に再配分します。

ご理解いただけますと幸いです。他にご質問がございましたらいつでもご連絡ください。よろしくお願いいたします。

ジェロム・メイヤー
IFSC オリンピック調整委員長

29. 2019 年 10 月 25 日、JFSC は、「2020 オリンピック競技大会スポーツクライミングの選考プロセスの説明」という 2019 年 10 月 24 日付の文書(以下「連絡(2)」という)を JMSCA に送付した。この文書は、選考大会別に該当する選手をリストしたものであり、特に、「選手を確認した NOC に対し、確認の依頼が既に NOC に送付されている」と記載されている。

連絡(2)には、下記の表が記載されている。

2. オリンピック参加資格のシナリオ(名指しによる選手の説明)

a) 世界選手権(WCH)と複合予選会(CQE)で出場資格を得た選手

ステップ1:世界選手権大会(WCH)			
ランク	選手	NOC	備考
1	Z1	Z	
2	D1	D	
3	X1	X	
4	D2	D	
5	J1	J	
6	J2	J	
7	C1	C	
8	J3	J	

ステップ2:複合予選会(CQE)			
ランク	選手	NOC	備考
1	A1	A	
2	B1	B	
3	C2	C	
4	D3	D	既に 2 名が出場資格を獲得 (WCH から)
5	Z2	Z	
6	Z3	Z	既に 2 名が出場資格を獲得 (WCH / CQE から)
7	X2	X	
8	P1	P	

30. JMSCA が CAS 2019/A/6557 事件で CAS に提訴したのは、連絡(1)と連絡(2)に関するものである。

31. 2019 年 10 月 30 日、JMSCA は、「正式に提訴する」旨を IFSC に書面で伝え、以下のことを求めた。

(…)

8. このような状況下で、IFSC と国内基準で示された解釈に基づいて準備した出場可能性を有する選手から、2020 東京大会への出場資格を奪うことは、まったく不公平で、禁反言の原則に反するものである。JMCSA がこの問題をローザンヌのスポーツ仲裁裁判所(CAS)に提訴した場合、CAS 仲裁廷は JMCSA の主張を認め、IFSC による決定を取り消すことは明らかである。

9. 上記の内容に鑑みて、JMCSA は、IFSC に対し、以下のとおり要求する。

(1) WCH において既に(男女各々)2 名の選手を確認した日本 NOC に属する選手は、CQE で上位 6 位以内に入るか、またはアジアCCHにおいて優勝したとしても、出場資格を得ることができないとする 2019 年 10 月 24 日付の決定を取り下げること。

(2) 日本の NOC が WCH で既に(男女各々)出場枠2つを獲得しているとしても、CQE で上位 6 位以内に入るか、またはアジアCCHにおいて優勝した選手にはなお確認を得る可能性があることを書面で認めること。

(3) 開催国割当出場枠は柔軟に使うことができないとする 2019 年 10 月 14 日付の決定を取り下げること。

(4) 日本の NOC は、開催国割当出場枠を使って、出場できる選手(出場枠を得たか否かを問わず)(男女各々)を柔軟に選出することができる旨を書面で認めること。

10. この要求を IFSC に送るのは JMCSA にとって非常に苦しい決断であったが、CQE までの 1 か月以内にこの対立を友好的に解決できるだけの時間がない。従って、JMCSA は、2019 年 11 月 1 日午前 7 時(日本時間)までに、IFSC からパラグラフ 9 に記載の要求を全面的に受け入れる旨の書面による回答がない限り、この問題を CAS に提訴することとする。(…)

32. 2019 年 11 月 1 日、IFSC は、フランス・トゥールーズでの OQE に関する選考システムを変更した。しかし、その変更にあたり、以下のとおり、パラグラフ 5(上記を参照)は維持された。

国内競技連盟御中

11 月 28 日から 12 月 1 日までトゥールーズ(フランス)で開催される 2019 年 IFSC 複合予選会に関し、本日行われた東京 2020 夏季オリンピック競技大会の選考システム(QS)の適用と東京 2020 スポーツエントリーの見直しの結果、2019 IFSC 複合予選会の規則(選考システム)に適用される重要な変更が生じたことにご注意ください。その内容は、大会情報シートと、ウェブサイトの IFSC ルール (https://www.ifscclimbing.org/images/World_Competitions/190516_IFSC_Combined_Qualifier_QualificationSystem.pdf)にてお知らせしています。

1. 出場枠

[...]

1.2 選出基準

男女各々の割当選手数は、以下のとおり選出する。

1) 2019 年 11 月 1 日時点の IFSC 複合ワールドカップランキングで最上位の選手、および／または(1)の後に、選手枠が埋まっていない場合には、2019 年ワールドチャンピオンシップ複合ランキングの最上位の選手。いずれの場合においても、以下の条件を満たさなければならない。

a) 2019 年複合世界選手権大会後に東京 2020 オリンピック競技大会の確認を得た選手は除く。

b) ~~各国割当人数 2 名を条件とすること。(削除)~~[...]

4. 未使用出場枠の再配分

配分された出場枠の大会への使用が、出場枠登録期限までに NF により登録されない場合、その出場枠は、次位の選手に再配分されるが、~~NF の出場枠配分数を尊重しなければならない。~~(削除)
[...]

その他のすべての条文には変更はございません。

事務局の休業により、新しい情報シートと新しい 2019 年 IFSC 規則(付表一複合選考大会)は 11 月 4 日に公表されます。

ご質問がございましたらいつでもご連絡ください。

よろしくお願いいたします。

ジェロム・メイヤー

IFSC オリンピック調整委員長

33. トゥールーズでの OQE については、JMSCA は当初、森秋彩選手、伊藤ふたば選手、藤井快選手、檜崎明智選手を出場選手としていた。

34. しかし、2019 年 11 月 4 日、トゥールーズでの OQE に関する上記の選考システムの変更(すなわち、トゥールーズ大会への参加に関する 1 か国 2 名という出場枠の削除)により、IFSC は、さらに、檜崎明智選手と藤井快選手に加えて、トゥールーズでの OQE の男子種目に土肥圭太選手と杉本怜選手という 2 名の日本人男子選手を招待した。なお、同大会では、檜崎明智選手と藤井快選手とが、1 位と 3 位に入った。女子種目では、伊藤ふたば選手が優勝し、森秋彩選手は 5 位だった。

35. 2019 年 11 月 30 日、IFSC は、トゥールーズでの OQE の終了時点で東京 2020 の出場

資格を正式に得た男子選手の氏名を公表したが、藤井選手と檜崎選手には東京 2020 の出場枠も暫定出場枠も割り当てなかった(以下「連絡(3)」という)。

日本が 2 つのメダルを獲得、オリンピック出場選手が新たに 6 人誕生
2019 年 11 月 30 日

IFSC 複合予選会トゥールーズ 2019 の初日を終えて、6 名の選手が東京 2020 の出場枠を手にした。しかし、シーズン最後の金メダルをめぐる戦いはまだこれからである。

フランスがスピード種目で勝利

スピードのスペシャリストにとって、最終順位で一位になって出場枠を得るためには、複合競技の第 1 ラウンドでの勝利が欠かせない。花形選手であって、IFSC スピードワールドカップ 2019 シリーズの勝者であるバッサ・マエム選手(フランス)は、予選ラウンドに全力を注ぎ、合計スピード 5.68 秒で、首位で通過した。これにより、決勝に進出し、弟のミカエル・マエムとともに東京 2020 の出場枠を獲得した。彼は、木曜に別の種目で勝利したが、土曜の決勝では 4 位で終えた。

勝敗を決定づけたアテンプト数

複合予選での両ボルダリング競技では、最後の課題が勝者を決することとなった。予選では、出場者 22 名のうち 10 名が、3 つのトップと 4 つのゾーンを制覇し、最終結果はアテンプト数によることになった。この課題で首位に立ったのは中国のパン・ユーフェイで、中国で最初のオリンピック出場枠を獲得した。

決勝では、ルートはそれほど易しいものではなく、8 名のクライマーの中で獲得したトップは 7 つだけで、多くが重要ホールドに到達するのに 9 回のトライを要した。今回、勝利をさらったのは檜崎明智(日本)で、全体で 1 位でリード種目に移った。彼のライバルである藤井快が後を追いつ、やはり 2 トップを獲得したが、アテンプト数で勝利を逃した。

オンドラへのスタンディングオベーション

本日のリードではトップに到達した選手はいなかったが、7 名のクライマーが接戦を演じた。アダム・オンドラ(チェコ)が明白なリードの勝者としての技能を見せつけ、予選と最終ラウンドの両方で首位に立った。彼自身と全世界のクライミング・コミュニティが安堵したことに、彼は東京大会への出場枠を正式に獲得し、地上に降りた際には人々から大喝采を受けた。しかし、トゥールーズでは、複合の表彰台の一番高いところに上るには足りず、銀メダルに終わった。

藤井選手は、オンドラ選手に一手足りず、再び 2 位に入った。これ以前の結果と合わせると、藤井選手が IFSC 複合予選会では金メダルをつかんだ。その夜の最終クライマーは檜崎選手で、途中

で動揺して落下したにもかかわらず、総合得点で銅メダルを獲得した。

オリンピックへの道

IFSC 複合予選会の終了時点で東京 2020 オリンピック競技会の出場資格を正式に得た選手は以下のとおり。

1. アダム・オンドラ(チェコ)
2. バッサ・マエム(フランス)
3. ヤン・ホイヤー(ドイツ)
4. パン・ユーフェイ(中国)
5. アルベルト・ヒネス・ロペス(スペイン)
6. ナサニエル・コールマン(米国)

各選手の所属する国内オリンピック委員会(NOC)によって確認されるまで、出場枠はすべて暫定的なものである。

この大会の正確な結果は、[公式大会ページ](#)で閲覧することができる。

36. 2019 年 12 月 1 日、IFSC は、トゥールーズでの OQE の終了時点で東京 2020 の出場資格を正式に得た女子選手の氏名を公表したが、伊藤選手と森選手には東京 2020 の出場枠も暫定出場枠も割り当てなかった(以下「連絡(4)」という)。

トゥールーズで女子選手 6 名がオリンピック出場資格を獲得

2019 年 12 月 1 日

IFSC 複合予選会トゥールーズ 2019 の最終日を終えて、IFSC は、新たにオリンピック出場資格を獲得した選手を喜んで発表いたします。

金曜日の予選ラウンドの終了により、参加者 22 名のうち上位 5 名の女子選手が東京 2020 の出場資格を得ることになりましたが、1 枠については、2 名のスロベニアの選手間で決定する必要があります。決勝での接戦の後、正式な選手リストが確認されました。中国のソン・イリンは予選を 9 位で終え、日曜の決勝には参加しませんでした。日本とスロベニアの残る出場枠数に基づき、オリンピックの出場資格を獲得することができました。

出場資格を得た女子選手

- ・ ジュリア・シャノーディ(フランス)
- ・ ミア・クランプル(スロベニア)
- ・ ユリア・カプリナ(ロシア)
- ・ キーラ・コンディー(米国)
- ・ ラウラ・ロゴラ(イタリア)
- ・ ソン・イリン(中国)

各選手の所属する国内オリンピック委員会(NOC)によって確認されるまで、出場枠はすべて暫定的なものです。複合予選会の終了から5日以内に、IFSC から該当する NOC に対し、正式な招待が送付されます。NOC はこれを受けて、2 週間以内に、出場枠を確認するか辞退するかを回答しなければなりません。

東京 2020 に向けての次の予選会は、2020 パンアメリカン・チャンピオンシップにて、2 月 24 日から 3 月 1 日に開催予定です。この大会では、さらに 2 名の選手(男子 1 名、女子 1 名)が、オリンピック競技大会への出場資格を得る予定です。

スポーツクライミングの 2020 東京オリンピック予選会についての詳細な情報は[こちら](#)から。

37. JMSCA が CAS 2019/A/6663 事件で CAS に提訴したのは、連絡(3)と連絡(4)に関するものである。

38. 本仲裁判断において、連絡(1)、連絡(2)、連絡(3)、連絡(4)を総称して「本件連絡」という。

III. スポーツ仲裁裁判所での手続き

A. CAS 2019/A/6557 事件

39. 2019 年 11 月 1 日、申立人は、連絡(1)と連絡(2)に関し、スポーツに関する仲裁規程(以下「仲裁規程」という)の R47 以下に従って、被申立人に対して上訴申立書(Statement of Appeal)を提出した。上訴申立書において、申立人は、この申立てを 1 名の仲裁人に付託すること、手続きは迅速手続きによることを提案した。また、申立人は、仲裁規程 R37 に従って暫定措置要請を申し立てた。

40. 2019 年 11 月 11 日、申立人は、仲裁規程 R51 に従って上訴趣意書(Appeal Brief)を提出した。

41. 2019 年 11 月 13 日、被申立人は、1 名の仲裁人を求める申立人の要請に異議を申し立

て、この手続きは仲裁人 3 名の仲裁廷によることを選択する旨を確認した。

42. 2019 年 11 月 14 日、申立人は、この手続きは 1 名の仲裁人に付託されるべきとの要請を繰り返した。

43. 2019 年 11 月 15 日、被申立人は、迅速な手続きを求める申立人の要請に異議を申し立てるとともに、申立人から一方的に送られてきた 2019 年 11 月 14 日付のレターに異議を申し立て、この手続きは 3 名の仲裁人からなる仲裁廷に付託されるべきとの要請を繰り返した。

44. 2019 年 11 月 18 日、CAS 事務局(CAS Court Office)は、両当事者間に合意が成立しなかったため、この手続きは迅速手続きによらないことを確認した。

45. 2019 年 11 月 21 日、被申立人は、合意による期限の延長の後、申立人の暫定措置要請に対する答弁書を提出した。

46. 2019 年 11 月 28 日、上訴仲裁部門長は、(1) 申立人の暫定措置要請を却下する決定を出し、(2) 仲裁規程の R50 に従って、この手続きを 3 名の仲裁人からなる仲裁廷に付託する決定を確認した。

47. 2019 年 12 月 9 日、申立人は、スイス・チューリッヒ市の弁護士ハンス・ナター氏を仲裁人に選任した。

48. 2019 年 12 月 19 日、被申立人は、スイス・チューリッヒの弁護士ミケーレ A.R.ベルナスコーニ氏を仲裁人に選任した。

49. 2019 年 1 月 14 日、上訴仲裁部門長(President of Appeals Arbitration Division)を代理して、CAS 事務局は、仲裁廷を以下のような構成にすることを認めた。

仲裁人長: マルティン・シムケ博士(弁護士、ドイツ・デュッセルドルフ市)

仲裁人: ハンス・ナター博士(弁護士、スイス・チューリッヒ市)

ミケーレ A.R.ベルナスコーニ氏(弁護士、スイス・チューリッヒ市)

50. 2020 年 1 月 20 日、被申立人は、合意による期限の延長の後、仲裁規程の R55 に従って答弁書を提出した。その答弁書において、被申立人は、CAS の管轄権、上訴の受理可能性、申立人の当事者適格に異議を申し立てた。

51. 2020年3月6日、申立人は、合意による期限の延長の後、CASの管轄権、上訴の受理可能性、申立人の当事者適格に対する被申立人の異議に対する答弁書を提出した。

52. 2020年3月16日、被申立人は、申立人が2020年3月6日付の答弁書において提出した証拠の適格性に異議を申し立てた。特に、被申立人は、証人陳述書(Witness Statement) Z1 ないし Z6 のみならず、申立人の証拠 AA ないし AC が、CAS 2019/A/6663 事件における上訴趣意書と共に申立人が提出した証拠と同一であること、そのような証拠は、CAS 2019/A/6557 手続きの一環として検討されるのであれば、申立人の上訴趣意書と共に提出すべきであったことを主張した。この証拠を早期に提出できなかった理由については弁明されていない。

53. 2020年3月23日、申立人は、証拠の適格性に関する被申立人の異議に対して答弁書を提出した。抗弁として、申立人は、特に、問題の証拠が管轄権、受理可能性および当事者適格に対する異議から申立人を擁護するために適切なものである限り、それは証拠として認められるべきであると主張した。これらの証拠が上訴趣意書と共に提出されなかったことは重要なことではない。また、証人陳述書 Z1 ないし Z6 はすべて上訴趣意書の提出後に署名されているが、これは、提出期限がトウールーズでの OQE の直前であったため、それらの証人のいずれも、上訴趣意書より前に申立人に対応することができなかったからである。

B. CAS 2019/A/6663 事件

54. 2019年12月21日、申立人は、連絡(3)および連絡(4)に関し、仲裁規程の R47 以下に従って、被申立人に対して上訴申立書を提出した。上訴申立書において、申立人は、この手続きを CAS 2019/A/6557 事件と同じ仲裁廷に付託すること、さらに、2つの手続きを仲裁規程の R52 に従って正式に併合することを求めた。

55. 2019年12月27日、CAS 事務局は、申立人に対し、特に、2つの上訴が同じ方向に向けられている場合にのみ可能である旨を知らせた。従って、この2つ目の上訴は連絡(3)と連絡(4)に関するものであるが、連絡(1)と連絡(2)に関するものではないことから、併合することはできない。とはいえ、CAS 事務局は、この2つ目の上訴を CAS 2019/A/6557 事件と同じ仲裁廷に付託することを提案した。

56. 2019年12月31日、申立人は、この手続きを CAS 2019/A/6557 事件の仲裁廷に付託することに同意した。

57. 2019年1月17日、被申立人は、この手続きを CAS 2019/A/6557 事件の仲裁廷に付託することに同意した。

58. 2020 年 1 月 22 日、申立人は、合意による期限の延長の後、仲裁規程の R51 に従って上訴趣意書を提出した。

59. 2020 年 1 月 28 日、上訴仲裁部門長を代理して、CAS 事務局は、CAS 2019/A/6557 事件の仲裁廷が CAS 2019/6663 事件をも統括することを確認した。

60. 2020 年 2 月 11 日、CAS 事務局は、マリアン・サローニ氏がこの手続きのアドホック・クラークに選任されたことを確認した。

61. 2020 年 3 月 9 日、被申立人は、合意による期限の延長の後、仲裁規程の R55 に従って、答弁書を提出した。その答弁書において、被申立人は、CAS の管轄権、上訴の受理可能性、申立人の当事者適格に異議を申し立てた。

62. 2020 年 4 月 15 日、申立人は、合意による期限の延長の後、CAS の管轄権、上訴の受理可能性、申立人の当事者適格に対する被申立人の異議に対する答弁書を提出した。

C. CAS 2019/A/6557 および CAS 2019/A/6663

63. 2020 年 8 月 3 日、両当事者は、これらの 2 つの事件における手続命令書 (Order of Procedure) に署名し、これを返送した。

64. 世界的なコロナ禍により、これらの手続きにおける聴聞会のスケジュールに大きな影響が生じた。様々な聴聞日が延期され、世界的な渡航禁止により対面による聴聞会が難しくなったことから、本仲裁廷は、両当事者の柔軟性と忍耐に感謝の意を示したい。とはいえ、東京 2020 が延期されたことを考慮すると、いずれの当事者も聴聞会の延期による影響を受けなかったことに本仲裁廷は安堵している。本仲裁廷はまた、両当事者の提出書類と、最終的には両当事者の合意によりビデオ会議で行われた口頭弁論の質に感謝している。

65. 双方の事件に関する合同ビデオ聴聞会が 2020 年 8 月 26 日に開催された。本仲裁廷は、CAS のカウンセラーであるデルフィン・デシュノー・ロシャール氏と、アドホック・クラークのマリアン・サローニ氏が補佐し、以下の者が参加した。

申立人側(東京より):

- ・ 平山ユージ氏 (JMSCA 副会長)
- ・ 杉山翔一氏 (弁護士)

- ・ 佐藤楠氏(弁護士－米国より)
- ・ 関根マイク氏(通訳)
- ・ 渡辺稔一氏(JOC、強化部)
- ・ 安井博志氏(JMSCA 日本代表チーム・ヘッドコーチ)
- ・ 土肥圭太氏(アスリート)

被申立人側(ローザンヌより):

- ・ マルコ・マリア・スコラリス氏 (IFSC 会長)
- ・ ベルンハルト・ベルガー博士(弁護士)
- ・ マヌエル・インフェルト氏(弁護士)

66. 聴聞会の初めに、両当事者は、本事件における本仲裁廷の構成に異議がないことを確認した。また、2つの手続きは併合されてはいないものの、本仲裁廷は、1つの聴聞会と1つの仲裁判断において両事件にまたがる事実と争点を取り上げることができることに合意した。

67. 聴聞会が終了した時点で、両当事者は、聴聞を受ける権利が十分尊重されたこと、また、CAS 事務局または本仲裁廷による手続きの処理方法に異議はないことを確認した。

IV. 両当事者の主張

A. 申立人

68. CAS 2019/A/6557 事件の上訴趣意書において、申立人は、以下の救済を求めた。

- (1) 2019 年 10 月 14 日に IFSC が出した決定(証拠 A)を取り消すこと。
- (2) JMSCA と JOC は、開催国割当出場枠を使って、出場できる選手(男女別)(出場枠を得たか否かを問わない)を柔軟に選出することができる旨を宣言すること。
- (3) 2019 年 10 月 24 日に IFSC が出した決定(証拠 B)を取り消すこと。
- (4) JMSCA と JOC は、OQE で上位 6 位以内に入るか、またはアジア CCH において優勝した日本人選手にまだ出場枠の確認を出すことができる旨を宣言すること。
- (5) 仲裁費用(本仲裁手続きに関連して JMSCA に生じた費用を含む)は IFSC の負担とすること。

69. CAS 2019/A/6663 事件の上訴趣意書において、申立人は、以下の救済を求めた。

- (1) 2019 年 11 月 30 日に IFSC が出した決定を取り消すこと。

- (2) IFSC は、藤井快選手と檜崎明智選手に出場資格を与え、両選手に OQE の暫定出場枠を割り当てること。
- (3) 2019 年 12 月 1 日に IFSC が出した決定を取り消すこと。
- (4) IFSC は、伊藤ふたば選手と森秋彩選手に出場資格を与え、両選手に OQE の暫定出場枠を割り当てること。
- (5) 仲裁費用(暫定措置の費用および本仲裁手続きに関連して JMSCA に生じたその他のすべての費用を含む)は IFSC の負担とすること。
- (6) 本具体的な事案の事実を照らして合理的といえる、その他の適切かつ妥当な救済(IOC に対する勧告を含む)。

70. 本事案の本案に関する申立人の主張は、本質的には、以下のようにまとめることができる。

a. IFSC 選手選考システムの解釈

申立人にとっては、i) フランス・トゥールーズでの OQE に参加した選手への暫定出場枠の割当て、および ii) 開催国割当出場枠の使用に関し、「D. 出場枠選考手順」の以下の部分の解釈が問題となっている。

i) 選手への暫定出場枠の割当て

当予選大会成績男女各上位 6 名の選手にそれぞれ出場枠 1 が配分される。ただし、各 NOC に男女別に割り当てられた最大選手数を尊重しなければならない。

(...)

当複合大陸別選手権大会男女各優勝者にそれぞれ出場枠 1 が配分される。ただし、各 NOC に男女別に割り当てられた最大選手数を尊重しなければならない。

(...)

大陸別複合大会での優勝者が、上記 D.1.または D.2.で既に出場枠を獲得した選手であった場合には、未だ出場枠を有しない同大会次位の選手に与えられる。

ii) 開催国割当出場枠の使用

「開催国には、男女各出場枠 1 が保証される。ただし、出場枠を得る選手は、本文書の C にて定められる適格性要件を満たし、かつ、「D. 出場枠選考手順」にて言及される大会のうちの少なくとも一つへの出場歴を有しなければならない。

(...)

F. 未使用出場枠の再配分

(...)

未使用開催国割当出場枠の再配分

未使用の開催国割当出場枠は、未だ出場枠を有しない 2019 年複合世界選手権大会次位の選手

に再配分される。ただし、各 NOC に男女別に割り当てられた最大選手数を尊重しなければならない。

より具体的には、被申立人は IFSC 選手選考システムの根本的な変更をもたらす本件連絡を発出したと申立人は主張している。

この点について、申立人は、IFSC 選手選考システムは IFSC と国内オリンピック委員会（以下「NOC」という）（その NF および選手を含む）の間の契約文書であり、用語の意味は、その契約文書に基づいて、思慮分別のある人であれば解釈するであろう意味に定まるが、そのためには、通常、文面だけでなく、当事者が認識している事情や、取引の目的および対象を考慮することも必要になると主張する（CAS 2014/A/3473 事件）。本事案においては、IFSC 選手選考システムに関して当事者が認識している事情は以下のとおりである。

まず、被申立人は、去る 2018 年の YOG の IFSC 選手選考システムにおける文言と同じ文言を使った。すなわち、「出場枠 1 が配分される。ただし、各 NOC に男女別に割り当てられた最大選手数を尊重しなければならない」という表現である。この表現は、各 NOC には、2018 年の YOG への出場資格を有する選手が 3 名以上認められる権利があるということを意味する。例えば、JOC は、2017 年 9 月 12 日に、世界ユース選手権大会と大陸別ユース選手権大会の両方から、男子複合につき、各 NOC に割り当てられた最大出場枠である 2 を上回る暫定出場枠 3 枠を獲得した。このように、表現が同じ基準に基づき、被申立人は、選手らの所属 NOC が男女各々 2 名という最大出場枠を満たしている場合であっても、その選手らに 2 以上の暫定出場枠を配分することを認めたのである。

第 2 に、IFSC 複合予選会トウールーズ 2019 の情報シートでは、出場枠の配分ルールは、所属 NOC が WCH で既に 2 つの暫定出場枠を確保している場合であっても、その選手らに枠を配分する可能性を排除するものではなかった。

第 3 に、被申立人は、IFSC が IFSC 選手選考システムを 2018 年 10 月に公表して以来、その選手選考システムの解釈を何度か確認している。IFSC が申立人に対して行った説明には、特に、以下の内容が含まれていた。

・ 2018 年 11 月 10 日、ジェロム・メイヤー氏は、開催国割当出場枠の使用に関し、以下の電子メールを申立人に送った。

上記のとおり、各国 2 名が絶対的上限であることから、日本が選手 2 名を選出した場合には、開催国割当を使用することはできず、従って、この出場枠は再配分される。

しかしながら、開催国割当出場枠を使用できる可能性はある。ただし、この場合には、つまり、選考大会により選考された選手 2 名のうち 1 名を拒否する必要があるが、その大会の次位の選手が日本人でないことを確認する必要がある。さもないと、拒否した出場枠は、貴チームの別の選手に自動的に与えられることになり、この場合、再びその選手を拒否する必要が生じるおそれがある。

ここで述べたプロセスは、オリンピックでよい成績を収めるとあなた方が信じる特定の選手が選考大会で選出されなかったにもかかわらず、その選手を選考するための方法といえる。

- ・ 2019 年 3 月 14 日、IFSC 選手選考システムに関するワークショップにおいて、ジェロム・メイヤー氏は、ある NOC の男女各々 2 名の選手が WCH で既に確認している場合であっても、その後の選考大会において、同じ NOC の別の選手を追加で暫定的に確認することができると説明した。

- ・ 2019 年 3 月 16 日に開催された IFSC 総会の記者会見で、小日向徹氏は、(日本語で) 以下のように述べた。

「出場枠の確認」は、「オリンピック大会のエントリーの確定」と同じ概念ではない。

参加枠を有していない選手が複合予選会に参加した場合、3 つ目の出場枠が確認される可能性もある。

NOC が選考大会毎に最大 2 名の選手の割当を確認することも可能であるから、NOC は合計 2 つ以上の参加資格を確認することになるかもしれない。出場枠は、確認した選手に与えられる。一方で、開催国割当出場枠は、確認していない選手について使用することができる。

- ・ 申立人は、2019 年 8 月 27 日付のレターで、日本人選手が OQE で上位 6 位以内に入るか、OQE で優勝するか、または 2020 年 IFSC 複合大陸別選手権大会(「CCH」)で優勝した場合に、その選手が出場資格を得ることができるかどうかを被申立人に問い合わせた。

- ・ 9 月 4 日、被申立人は、レターで以下のような見解を述べた。

トゥールーズの予選大会において、男女別に 2 名の日本人選手が、認められる 6 つの出場枠内で枠を獲得した場合、IFSC は、日本オリンピック委員会(JOC)にレターを送付し、その選手らの確認を求める。

別の日本人選手がアジア選手権大会で出場資格を得た場合も、IFSC は同様の手続きを進める。

このことは、過去の大会で既に得た確認に影響を及ぼすものではない。

上記のことを考慮すると、IFSC 選手選考システムでは、男女各々2名の日本人選手が WCH で既に確認していたとしても、別の選手が OQE で上位6位以内に入るか、または CCH において優勝すれば、その選手は確認を受けることができるということを被申立人が認めたことに疑いはない。

従って、申立人は、男女各々1名の選手については、その選手が予選会により出場資格を得たか否かを問わず、開催国割当出場枠を使って、柔軟にその選手に出場資格を与えることができると理解している。

いずれにせよ、あいまいな規定は、起草者不利の原則(*contra proferentem*)により解釈しなければならない。すなわち、あいまいな契約の条項であって、その契約に同意した相手方当事者を害するものを作成または導入した当事者には過失があったとみなされるということである(CAS 2004/A/642、CAS 2011/A/2670 および CAS 2015/A/4222)。

予選会での選手への暫定出場枠の割当てに関しては、3つの予選会で出場枠を割り当てる選手の人数を制限する明確な文言はない。また、IFSC 選手選考システムにも、所属 NOC が WCH において2つの暫定出場枠を既に確保している場合にあっては、その選手は、OQE で上位6位以内に入るか、または CCH で優勝したとしても出場資格を得ることはできないとする明確な文言はない。

開催国割当出場枠の使用に関しては、その使用期限に関する明確な文言はない。また、IFSC 選手選考システムにも、国が選手の暫定出場枠2つを確認した後には開催国割当出場枠を使用することはできないとする明確な文言はない。

結局、IFSC 選手選考システムの解釈は、起草者不利の原則に従って、JOC、申立人およびその選手らにいかなる害も与えないような形で行われなければならない。

b. IFSC 選手選考システムの解釈の撤回

本件においては、被申立人は、2019年10月14日と24日に、IFSC 選手選考システムの従前の解釈を撤回した。この点について、申立人は、以下の原則に基づき、そのような撤回は現段階では認められるべきではないと主張する。

i) 表示による禁反言(Estoppel by representation)

被申立人が 2018 年 10 月に IFSC 選手選考システムを発表して以来、申立人は、IFSC に対し、何度もその解釈を確認してきた。IFSC は、男女各々 2 名の日本人選手が WCH において既に確認している場合であっても、別の日本人選手が OQE で上位 6 位以内に入るか、または CCH で優勝すれば、その日本人選手は確認を受けることができるという明確な説明をしていた。

IFSC 選手選考システムの解釈について被申立人が繰り返し行った説明に基づいて、申立人は、2019 年 5 月 21 日に、東京 2020 国内基準を発表したが、それには、「選考大会割当出場枠を有する選手が 3 名以上のとき(男女各々同様)以下の方法で JOC 推薦選手を選考する」と定められている。

しかし、2019 年 10 月 14 日に、被申立人は、突然、申立人に対し、開催国割当出場枠は柔軟に使用することはできない旨を知らせた。また、2019 年 10 月 25 日には、申立人に対し、「2020 オリンピック競技大会スポーツクライミングの選考プロセスの説明」という 2019 年 10 月 24 日付の文書を送付した。この文書では、WCH において既に 2 つの出場枠を確認した日本の NOC に属する選手は、OQE で上位 6 位以内に入るか、または CCH で優勝したとしても出場資格は認められないであろうことが示されている。

2019 年 10 月 14 日の連絡によると、JOC と JMSCA は、開催国割当出場枠を使用することができないであろう。従って、この連絡は、JOC、JMSCA とそれぞれの日本人選手の法的地位に影響を及ぼすものである。また、出場枠の割当てに関する従前の解釈を取り消した連絡により、JOC と JMSCA は、OQE および CCH による出場枠を確認する地位をも奪われたのである。こうして、OQE に出場した土肥圭太選手と杉本怜選手は、OQE で上位 6 位以内に入ったとしても出場資格を得ることができなくなった。

こうした理由により、申立人は、CAS の判例(CAS OG 02/006 および CAS OG 08/002)が認めた法の一般原則である「表示による禁反言」という原理との類似点があることを強調している。たとえば、CAS OG 08/002 事件においては、仲裁廷は、以下のように指摘した。

ある人が陳述や自認を行い、それにより他の人が何かを信じるよう仕向け、それにより、当該他の人がその信念を合理的に信頼し、その結果不利益を被った場合に生じる禁反言(black's Law Dictionary, 7th ed., 1999)

こうした背景のもと、被申立人は、JOC、JMSCA とその選手らが被申立人の説明を信じ、国内基準を発表し、国内基準に基づいて OQE および CCE という予選会のために準備するよう仕向けたのである。しかも、被申立人は、申立人が国内基準を発表するや否や、そのような従前の解釈を突然撤回したのである。そのような行為は、JOC、JMSCA やその選手らにとって非常に不利益を

もたらすものであった。

その結果、IFSC による従前の説明と国内基準に基づいて準備をした選手らが、その状況下で東京 2020 への出場資格を得る道を断たれたということは、不公平であって、禁反言の原理に反するものである。

ii) 根本的な変更の禁止

被申立人は、IFSC 選手選考システムの根本的な変更を行い、そのシステムは劇的に変わったと主張した。

CAS OG 06/008 事件において言及されているように、選手選考システムが IF によって発表され、NF に通知された後にそのシステムを根本的に変更することは、不公平で不合理である。CAS OG 06/008 事件では、以下のように述べられている。

16. 上位 2 名というルールは、当初の基準からすると根本的な変更である。その変更は、完全な形で公表されておらず、申請者にも伝えられていないことから、選考プロセスにおいては遅きに失し、公平とは言えない。従って、仲裁廷は、上位 2 名というルールは恣意的であると認め、そのルールを適用することは、あらゆる状況下で不公平で不合理であるといえよう。

このような状況において、OQE と CCH で男女各々 2 名の出場枠を既に確認した同一の NOC に所属する選手への割当てを拒否するのみならず、開催国割当出場枠の柔軟な使用を拒否することは、IFSC 選手選考システムの根本的な変更である。

iii) 正当な期待の保護

選考基準の解釈を変更する権限には、割当手続きが開始した後にはその解釈を撤回することができないという制約がなければならない。

今回、JOC、JMSCA とその選手らには、出場枠の割当て問題には 2019 年 5 月 21 日まで存在した IFSC 選手選考システムの従前の解釈と国内基準が適用されるという正当な期待があった。

従って、被申立人は、JOC、JMSCA とその選手らの正当な期待に反して、選考手続きが開始した後に IFSC 選手選考システムの解釈を取り消すことはできないはずであった(CAS 2000/A/284)。

だからといって、最終的な出場枠は最大 2 に制限されているので、本件連絡を取り消しても、他の NOC の選手に対する重大な不利益は生じない。JOC と JMSCA は、IFSC 選手選考システムに従って、東京 2020 のエントリー期限前に、男女各々 2 名の選手のエントリーを決定して、他の選手は

取り止めなければならない。

c. 申立人には上訴する当事者適格(standing to appeal)がある

国際連盟が作成した IFSC 選手選考システムに従ってオリンピック競技大会にエントリーする選手を推薦するのは NF であることから(オリンピック憲章規則 40.2 および規則 44.4 による)、申立人は、本件連絡の影響を直接受ける。従って、申立人は、被申立人が提示した IFSC 選手選考システムに従って、オリンピックの選考を幅広く行う権限と裁量を有する。申立人は、過去に繰り返し受けた IFSC 選手選考システムについての説明に基づいてこの裁量権を行使したのであり、被申立人の行為により、このような申立人の法的権利を奪われた。NOC 自身は、出場資格のある選手を推薦することはできないが、その NF の推薦に基づいて選手をエントリーすることができる。

また、2019 年 5 月 21 日には、申立人は、国内基準を制定し、その結果、日本人選手は、2020 東京の選考はその基準に従うとともに、被申立人の従前の解釈に従って行われるものという正当な期待を持つに至った。その結果、申立人は、国内競技連盟としての信頼性と正当性を失う危険を冒している。このように、被申立人による従前の解釈、すなわち、国内基準に基づいて選手を推薦する申立人の権利に本件連絡が影響を及ぼしているのは明らかである。申立人および JOC ならびに 4 名の日本人選手は、問題を抱えており、従って、決定に異議を申し立てることに具体的な利益を有している。

さらに、被申立人は、特に JMSCA と JOC が 2019 年 8 月 27 日と 8 月 30 日に 2 名という最大人数の選手を確認しているとして、申立人には、本件連絡に異議を申し立てることに具体的な利益はないと主張する。しかし、JMSCA と JOC が 2019 年 8 月 27 日と 8 月 30 日に確認したからといって、本件連絡について争う権利を放棄したことにはならない。

同様に、檜崎明智選手、藤井快選手、森秋彩選手、伊藤ふたば選手を含む日本人選手は、選考手続きは、被申立人が出したが撤回された解釈に基づいて作成された国内基準に定めるとおりに行われることを期待し、信じていた。申立人が従前の解釈の撤回に異議を唱えなければ、檜崎明智選手、藤井快選手、森秋彩選手、藤井ふたば選手の正当な期待は裏切られてしまうだろう。

従って、申立人は、本件連絡に異議を申し立てることによって日本人選手の正当な期待を守るといふ具体的な利益を有している。現実には、東京 2020 の選考手続きが国内基準に従って行われなければ、申立人は、NF としての信頼性と正当性を失うことになるだろう。

B. 被申立人

71. 被申立人は、CAS 2019/A/6557 事件の答弁書において、以下の救済を求めた。

1. この上訴は受理できないと宣言する。
2. 補助的なものとして、上訴の全体を棄却する。
3. 仲裁費用(暫定措置要請に係る費用を含む)は申立人の負担とする。
4. 仲裁行為に関して生じた法定費用その他の費用(暫定措置要請に関する手続きの実施に関して生じたものを含む)のすべてを被申立人に賠償するよう、申立人に命じる。

72. 被申立人は、CAS 2019/A/6663 事件の答弁書において、以下の救済を求めた。

手続き面：

1. CAS 2019/A/6557 事件で最終的な仲裁判断が出るまで、本手続きを停止すること。

実体面：

2. この上訴は受理できないと宣言する。
3. 補助的なものとして、上訴の全体を棄却する。
4. 仲裁費用は申立人の負担とする。
5. 仲裁行為に関して生じた法定費用その他の費用のすべてを被申立人に賠償するよう、申立人に命じる。

73. 本事件の本案に関する被申立人の主張は、本質的には、以下のようにまとめることができる。

a. 申立人の主張には法的根拠がない

被申立人は、IFSC は出場枠の配分ならびに／または開催国割当出場枠の使用および再配分に関する規定について上訴の対象となる決定を出してはいないことから、申立人の主張には当初から法的根拠がないと主張する。申立人は、本件連絡を、誤って「決定」にあたるとしたのである。本件連絡は、IFSC からのレター、文書やプレスリリースにすぎず、「決定」ではない。

b. IFSC 選手選考システムに関する申立人の解釈は不適当である。

IFSC 選手選考システムに関する申立人の解釈は、特に、開催国割当出場枠に関する「F. 未使用開催国割当出場枠の再配分」のみならず「D. 出場枠選考手順」による出場枠の割当てに関しては、不適当である。

申立人によると、WCH において既に男女別に 2 名の日本人選手が確認しているとしても、他の選手がトゥールーズでの OQC において上位 6 位以内に入るか、または CCH で優勝した場合には、その選手を確認することができるとする。

しかし、出場枠の配分方法について IFSC 選手選考システムをそのように解釈することは端的に不正確である。実際のところ、IFSC 選手選考システムでは、出場枠は「名指し方法」で配分されること、未使用の開催国割当出場枠は、WCH において次位の成績を収め、未だいかなる出場枠も有していない選手に再配分されることが定められている。申立人は、自らの不正確な解釈を裏付けるため、以下のような参照を行っている。

- ・ 申立人が 2018 年の YOG の IFSC 選手選考システムの B.3.(「出場枠は、名指しで、選手個人に配分される。出場資格を有する選手が男女別に 3 名以上いる NOC は、その中から、エントリーする選手男女各 2 名を決定する権限を有する」と定めている)に言及しているが、これは不適切である。なぜなら、東京 2020 の選手選考システムには、「出場枠は、名指しで、選手個人に配分される」とのみ定められているからである。このように、選手選考システムは、「NOC 方式」によるのではなく、「名指し方式」によるものである。

- ・ 申立人は、2019 年 5 月 17 日付の IFSC 複合予選会トゥールーズ 2019 の選手選考システムも援用しているが、そのような言及もやはり重要でない。実際には、IFSC 複合予選会トゥールーズ 2019 の選手選考システムは、あいまいな形で IFSC 選手選考システムに言及しており、従って、「名指し方式」は変更されていない。

上記に鑑みると、出場枠は、「IFSC 選手選考システム」に基づいて「名指し」で配分されることは明らかである。これに関しては、申立人のいう「起草者不利の原則」を適用する余地はない。申立人の主張とは逆に、「起草者不利の原則」の適用は、むしろ、他の日本人選手の利益のために、既に確認を得た選手の利益を損なうことになる。

c. 被申立人は、IFSC 選手選考システムの「根本的な変更」を進めていない

被申立人が IFSC 選手選考システムの「根本的な変更」を進めたという申立人の主張は誤りである。実際のところ、申立人が数回にわたって IFSC とその役員(被申立人のオリンピック調整委員長であるジェロム・メイヤー氏など)から受けた情報と説明は、IFSC 選手選考システムを変更または改訂するものではなかった。2018 年 2 月にそのシステムが IOC によって承認されて以降、IFSC 選手選考システムには、重大な変更や改訂は行われていない。

申立人の主張と異なり、IFSC は、申立人の正当な期待を生じさせる可能性のある情報は提供し

ていない。

また、上訴趣意書では、JOC と申立人には、早くも 2019 年 8 月 26 日に、東京 2020 スポーツエントリーから、IFSC 選手選考システムは「名指し方式」を取る旨の連絡があったことが認められている。これはすなわち、NOC による選手の確認が最終的なものになるという意味である。その後は、申立人は、IOC 競技部との間で問題の解決を図る「べき」であった。にもかかわらず、申立人および JOC は、2019 年 8 月 27 日と 8 月 30 日に、全 4 名の日本人選手(具体的には男子 2 名、女子 2 名)の(最終的な)確認へと進んだのである。

同様に、JOC と申立人は、IFSC 世界選手権大会の直後に、後に出場資格を得た別の選手に改めて確認を出す機会があるか否かを JOC が尋ねた際に、2020 東京スポーツエントリー担当ディレクターのメリーナ・クサンソポーロー氏からも同様の情報を受け取っていた。

メリーナ・クサンソポーロー氏の否定的な回答にもかかわらず、申立人と JOC は、2019 年 8 月 27 日と 8 月 30 日に、全 4 名の日本人選手(男子 2 名、女子 2 名)の最終的な確認に進んだのである。このように、メリーナ・クサンソポーロー氏の回答に従えば、申立人と JOC には、申立人が現在申し立てている見解を信じる理由はなかったといえる。

以上のようなことから、情報は 2019 年 8 月 30 日頃、すなわち、2019 年 10 月 14 日付のレターを受領する数週間前に送付されたのであるから、再配分が認められないことを申立人は 2019 年 10 月 14 日に「突然」知ったのではないことは、メリーナ・クサンソポーロー氏からの回答から明らかである。このことから、申立人が主張するような「正当な期待」の保護を求める根拠はない。

いずれにしても、申立人は、2019 年 12 月 18 日のレターで、「出場枠の配分方法」に関する IFSC 選手選考システムの B.3.の修正案について IOC の承認を求めるよう、被申立人に要求している。このことから、2018 年 2 月の IOC による最初の承認以降 IFSC 選手選考システムには重大な変更がないことを、申立人がレターで確認したことがわかる。

d. 申立人の国内基準は重要ではない

申立人による上訴は、申立人の国内基準を保護しようとするものであるが、東京 2020 の選手選考はもっぱら、IOC 選手選考システム原則に従って策定された IFSC 選手選考システムによるものであるから、当該国内基準は、東京 2020 の選手選考にとっては全く無関係である。

IOC 選手選考システム原則は、選手選考システムで「出場枠が名指しで選手個人に配分されるのか、NOC に配分されるのかを示す」ことを求めているところ、IFSC 選手選考システムは、出場枠は

「名指しで、選手個人に配分される」と定めている。

これに関して、被申立人は、申立人と JOC はいずれも、遅くとも、IOC が IFSC 選手選考システムを承認した 2018 年 2 月 3 日の時点で、申立人の国内基準が IFSC 選手選考システムと IOC 選手選考システム原則に合致していないことに気づいていたと主張する。実際のところ、申立人または JOC は、その国内基準が IFSC 選手選考システムに合致しているかどうかについて疑念があったのであれば、IFSC ではなく、IOC に助言を求めることができたし、そうすべきであった。こうした背景のもと、申立人と JOC は、2018 年 11 月 10 日に以下のような連絡を受けた。「…QS に関する問題の場合には、IOC に対して不服を申し立てるのは JOC であって、JMSCA が IFSC に対して不服を申し立てるのではない。」

また、国内基準は、IFSC 選手選考システムに定める大会の優先順位を無視している。同システムによると、選考大会の優先順位に関する「D. 出場枠選考手順」と「F. 未使用出場枠の再配分」からわかるとおり、WCH が現在も今後も常に最優先とされており、割当てられた出場枠のうち、NOC が確認も辞退もしないものは、この優先順位に従って、当該出場枠が発生した大会において次位の成績を収め、未だいかなる出場枠も有していない選手に再配分されるのである。

従って、世界選手権大会において出場資格を得た選手 2 名(女子 1 名、男子 1 名)を、申立人が日本で開催する「スポーツクライミング第 3 回コンバインドジャパンカップ」という国内大会の勝者である別の 2 名の選手に代えることができるということを選手が信じるのは間違いである。

e. 「他の NOC の選手に対する重大な不利益」は生じないとの主張についての申立人の見解は誤り

特に、「他の NOC の選手に対する重大な不利益は生じない」とする申立人の主張は誤りである。この上訴が認容された場合、NOC としての JOC は、「NOC 方式」を適用することが認められることになり、これにより、特に以下のような形で、他の NOC や選手らにとって多くの望ましくない結果をもたらすおそれがある。

- ・ 怪我／出場不可能: 確認した選手が怪我その他の不可能となる理由により東京 2020 に出場することができなくなった場合、IFSC 選手選考システムが採用する「名指し方式」だと、当該選手の出場枠は、(その選手の国籍にかかわらず)その出場枠が発生した選考大会において次位の成績を収めた選手に再配分されることになる。しかし、JOC が「NOC 方式」を取ることを認められれば、JOC は、単に、問題の選手を別の日本人選手に代えることができるようになる。
- ・ 選択権の存在 対 選択権の不存在: 「名指し方式」によると、各 NOC は、男女各々 2 名

の選手を確認し次第、最大出場枠数を使い果たすことになる。申立人は、「NOC 方式」の適用が認められると主張することによって、他のすべての NOC には認められていない、後に自由に選出する権利を有することにより、他のすべての NOC に対する重大な優位性を得ようとしている。

・ 大会優先順位との抵触:IFSC 選手選考システムでは、未使用の開催国割当出場枠は、「当該出場枠を獲得した各大会(すなわち、WCH)において次位の成績を収めたが、未だ出場枠を有していない選手」に再配分されると定められている。WCH では、男子カテゴリーと女子カテゴリーの両方において 4 名の日本人選手が上位 7 位以内に入り、こうして IFSC 選手選考システムの条件を満たした。申立人は、「NOC 方式」の適用を認められるべきであると主張することにより、WCH による出場枠 2 枠を自国のために獲得するものの、その 4 名の選手のいずれも確認しないか、または 4 名のうちの 1 名のみを確認する権利を求めている。

f. 申立人には当事者適格がない

さらに、被申立人は、こうした上訴は、当事者適格がないとして却下すべきであると確信している。実際、CAS の下で本件連絡に異議を申し立てることに具体的な利益を有するという申立人の主張は誤りである。

申立人は、その見解の裏付けとして、CAS 2009/A/1880 および 1881 の両事件に言及しているが、これは不適切である。その決定において、CAS 法廷は、「問題を抱えていて、競技団体の決定に異議を申し立てることに具体的な利益を有する被害を受けた当事者のみが、その決定について CAS に上訴することができる」、そして「上訴の対象となる決定による影響を直接受けていない当事者には、当事者適格はない」とした。

しかし、申立人と JOC が 2019 年 8 月 27 日と 8 月 30 日に WCH における男子カテゴリーと女子カテゴリーの上位 2 名ずつの日本人選手を確認したことで、各 NOC に認められている最大出場枠数を申立人と JOC が既に使用していることから、被申立人は、本件連絡により申立人にどのような害が生じるのかを認識していない。従って、JOC と申立人は、IFSC 選手選考システムに基づき各 NOC の最大選手数(すなわち 4 名)(具体的には、男子カテゴリーと女子カテゴリーにおいて各 NOC について 2 名ずつ)に達している。

上記のことから、申立人は NF であって、その利益は問題にはなっておらず、いうまでもなく、具体的な利益はない。あるとしても、IFSC 選手選考システムを改訂または変更する本件連絡による影響を受けるおそれがある当事者は選手(確認の有無を問わない)だけである。

従って、申立人は、本件連絡による「影響を直接受け」ておらず、「保護に値する利益」も「上訴対

象の問題についての十分な利益」も有していない(CAS 2013/A/3140)。

V. 管轄権

74. 仲裁規程の R47 は、以下のとおりである。

連盟、協会またはスポーツ関連団体の決定に対する上訴は、当該団体の憲章もしくは規則で定める場合または当事者が具体的な仲裁合意を締結した場合には、上訴人が上訴に先立ち、利用可能な法的救済手段を尽くしていることを条件として、自当該団体の憲章または規則に従って、CAS に提起することができる。

CAS が第一審として下した仲裁判断に対する上訴は、当該上訴が当該連盟またはスポーツ関連団体の規則で明確に定められている場合に、CAS に提起することができる。

75. スイス国際私法典の第 186 条に従い、CAS は、その管轄権について判断する権限を有する。具体的な仲裁合意が存在しない場合には、CAS が上訴を審理する管轄権を有するためには、上訴の対象となる決定を下したスポーツ関連団体の憲章または規則により、CAS が上訴の仲裁機関として明確に認められていなければならない。

76. 被申立人は、本上訴を解決する CAS の管轄権について異議を申し立てている。従って、本仲裁廷は、前提問題として、この異議について判断しなければならない。

A. 管轄権および受理可能性に関する被申立人の異議申立て

77. CAS の管轄権および受理可能性に対する被申立人の異議の内容は、以下のようまとめることができる。

a. 上訴の対象となる決定の不存在

仲裁規程の R47 は、上訴は連盟の「決定」に対してのみ提起できると定めている。しかし、IFSC は、出場枠の配分ならびに／または開催国割当出場枠の使用もおよび再配分に関する規定について上訴の対象となる決定を出してはいない。実際のところ、申立人は、4 つの連絡を不適切にも「決定」にあたるとしたのである。

まず、上訴 CAS 2019/A/6557 は、1) IFSC が JOC に宛てた 2019 年 10 月 14 日付のレター（すなわち、連絡(1)）、2) 「2020 オリンピック競技大会の選考プロセス」という 2019 年 10 月 24 日付の

文書(すなわち、連絡(2))に対して提起されたものである。しかし、いずれの文書も、IOC 選手選考システム原則に定められている適用ある特定の資格要件に関連するもので、かつ、2018 年 2 月 3 日に IOC 理事会によって承認されて以来、変更または修正されていない IFSC 選手選考システムについての情報と説明以外のものは一切盛り込まれていないことから、上訴の対象となる「決定」にはあたらない。これらの本件連絡に含まれている情報と説明のなかには、申立人に提供された従前の説明から逸脱している部分があるものの、これらの文書はやはり「決定」にはあたらない。

次に、上訴 CAS 2019/A/6663 は、1) 2019 年 11 月 30 日の「日本が 2 つのメダルを獲得、オリンピック出場選手が新たに 6 人誕生」という文書(すなわち、連絡(3))、2) 2019 年 12 月 1 日の「トゥールーズで女子選手 6 名がオリンピック出場資格を獲得」という文書(すなわち、連絡(4))に対して提起されたものである。これらの文書のいずれも、IFSC 複合予選会トゥールーズ 2019 の男子・女子競技の結果をまとめたにすぎない IFSC のプレスリリースであるから、上訴の対象となる文書にはあたらない。いずれの文書にも、「各選手の所属する国内オリンピック委員会(NOC)によって確認されるまで、出場枠はすべて暫定的なものである」と明示している。

b. 人的適用範囲(Ratione Personae)

本事案は、IOC が承認した文書である IFSC 選手選考システムの実施に関するものである。IFSC 選手選考システムは、IOC 選手選考システム原則に準拠しなければならないが、その IOC 選手選考システム原則には、特に以下の規定が含まれている。

問題解決

選考システムの解釈または実施に関連して IF と NOC との間に生じた紛争は、IOC 競技部との直接協議により解決すべきである。ローザンヌ(スイス)のスポーツ仲裁裁判所(CAS)は、その紛争の解決のための最終段階とする。

この規定に基づき、選考システム関連の紛争は、まず、該当する NOC と IF との間で解決しなければならない。CAS は、「その紛争の解決のための最終段階」であって、NOC と IF が関わる紛争の場合に限り管轄権を有する。これ以外の場合には、CAS は人的管轄権を持たない。

被申立人は IF にあたる一方で、申立人は、日本のスポーツクライミングを代表する NF であって、NOC ではない。むしろ、本上訴は、JOC が提起するべきであった。

c. 時間的適用範囲(Ratione Temporis) — 法的救済手段を尽くしていない

仲裁規程の R47 は、申立人に対し、上訴を提起する前にすべての法的救済手段を尽くすことを求めている。

IOC 選手選考システム原則の該当規定は、選考システムを巡る紛争については、両当事者は、まず、「IOC 競技部との直接協議による」解決を図ること、「そのような紛争の解決のための最終段階」は CAS とすることを求めている。

申立人は、「IOC 競技部との直接協議により」申立てを行わなかったことに気づいて、(最初の上訴が提起された後の)2019 年 12 月 18 日に、被申立人にレターを送付して、IFSC 選手選考システムに対する特定の修正の承認を IOC に求めるよう被申立人に勧めた。実は、申立人の要請は、2018 年 11 月という早い時期に被申立人から受けていた助言に合致するものであった。当時、この助言は無視され、代わりに、申立人は、仲裁規程の R47 に従って、利用可能で必要な救済手段を尽くすことなく、CAS への上訴を提起したのである。

B. 被申立人による管轄権および受理可能性への被申立人の異議に対する申立人の答弁

78. CAS の管轄権および受理可能性への被申立人による異議に対する申立人の答弁

a. 本件連絡は上訴の対象となる決定である

申立人は、本件連絡には決定の名宛人その他の者の法的状態に影響を及ぼすことを意図した判断が含まれていることから、本件連絡は決定であると主張する (Despina Mavromati & Matthiue Reeb, *The Code of the Court of Arbitration for Sport — Commentary, Case and Materials*, p. 384 para 14 を参照)。

CAS 2019/A/6557 事件については、申立人は、開催国割当出場枠は柔軟に使用することはできないと記載されたレターは、2019 年 10 月 14 日に IFSC が JMSCA に送付した者であると主張する。このレターは、開催国割当出場枠に関する従前の解釈を取り消しつつ、JOC と JMSCA から開催国割当出場枠の柔軟な使用機会を奪うとともに、選手が開催国割当出場枠により東京 2020 への推薦を受ける機会を奪うものであった。このように、このレターは JOC、JMSCA とその日本人選手の法的状態に影響を与えた。従って、2019 年 10 月 14 日のレターは、仲裁規程の R47 に基づく決定である。

さらに、2019 年 10 月 24 日付の文書は、WCH において 2 つの出場枠を既に確認した NOC と同じ NOC に所属する選手は、OQE で上位 6 位以内に入るか、または CCH で優勝したとしても出場資格を得られないであろうことを示すもので、これもやはり決定に当たると考えられる。この連絡は、

所属 NOC が出場枠 2 枠を既に確認している選手には出場枠が割り当てられるか否かに関する従前の解釈を取り消すものであった。そしてやはりこの決定により、JOC は、日本人選手が OQE で上位 6 位以内に入り、CCH で優勝した場合に出場枠を確認する地位を奪われ、また、日本人選手らも、OQE と CCH で確認を得る地位を奪われた。特に、男子複合の檜崎智亜選手、原田海選手、檜崎明智選手、藤井快選手と、野口啓代選手、野中生萌選手、森秋彩選手、伊藤ふたば選手(既に出場枠を獲得したか、または再配分により出場枠を獲得する可能性がある選手)以外の日本人選手は、OQE と CCH で東京 2020 の出場枠を獲得する法的地位を失った。この文書は、JOC、JMSCA、日本人選手の法的地位に影響を与えたのであるから、仲裁規程の R47 に基づく決定にあたる。

CAS 2019/A/6663 事件については、被申立人は、本件連絡は、トゥールーズでの OQE の経過と結果を一般に知らせるプレスリリースに過ぎないから、上訴の対象となる決定には当たらないと主張する。しかし、本件連絡は、藤井快選手、檜崎明智選手、伊藤ふたば選手、森秋彩選手に出場資格を与えず、暫定出場枠も割り当てないものであり、仲裁規程の R47 に基づく上訴の対象となる決定である。

確立した CAS の判例は、「決定」という文言は、それが人(必ずしもそうではないがたいていは名宛人)の法的権利に影響を与えることを意図したものであることに違いないことから、影響を受けた人に認められる救済を制限することのないよう、広義に解釈すべきであるとしている。実際のところ、何が決定にあたるかは、内容の問題であって、形式の問題ではない。すなわち、決定は単なる情報提供と区別されているか、ということである(CAS 2004/A/659、CAS 2005/A/899、CAS 2007/A/1251、CAS 2012/A/2854、CAS 2012/A/2750、CAS 2017/A/5133 を参照)。

b. 人的適用範囲(Ratione Personae)

申立人は、CAS の管轄権に言及した 2 つの規定に依拠している。

まず、オリンピック憲章の規則 61.2 であるが、これに基づき、「オリンピック競技大会の開催中、または大会に関連して発生した紛争は、スポーツに関する仲裁規程に従いスポーツ仲裁裁判所のみが提訴を受理するものとする」。申立人(承認されている NF)と被申立人(承認されている IF)のいずれも、オリンピック憲章に拘束される当事者であることから、両当事者が関わる出場資格(選考システムの解釈に関する問題を含む)に関する紛争は、オリンピック憲章の規則 61.2 が適用される。従って、CAS がそのような紛争を解決する管轄権を有する。

次に、IFSC 憲章の第 36 条は、「IFSC 憲章等に基づいて生じる紛争は、懲戒・上訴規則に定める手続きおよび規則に基づいて処理される。紛争に関する最終判断は、スポーツ仲裁裁判所(スイ

ス・ローザンヌ市)に上訴することができる」と定めている。第 36 条の文言にかかわらず、被申立人は、IOC 選手選考システム原則はまず「IOC 競技部との直接協議」が必要であると誤って主張している。しかし、IOC 選手選考システム原則には、第 36 条に基づく申立人と被申立人の間の紛争に対する CAS の管轄権を排除する文言は存在しない。従って、CAS は、IFSC 憲章の第 36 条に基づき、管轄権を有する。

c. 時間的適用範囲(Ratione Temporis)－法的救済手段を尽くしていない

IOC 選手選考システム原則は、解決「するものとする」や解決「しなければならない」ではなく、「解決すべき」との文言を使用していることから、IFSC 選手選考システムは、CAS への直接上訴を否定していない。従って、申立人には、CAS 上訴を提起する前に IOC 競技部を通じて紛争を解決する義務は課されていない。これは、選択的な救済手段に過ぎない。

また、救済手段が現実的でない場合には、救済手段を尽くすことを放棄することができる。換言すると、講じる救済手段により手続きが過度に妨げられるリスクが生じる場合、当事者は、この手続きを尽くす必要はない。本事案では、CAS 上訴を提起する期限である 21 日が近づいており、申立人が IOC 競技部と協議しようとするれば、CAS 上訴を提起する期限を徒過したであろう。また、OQE 前に紛争を解決する可能性もなくなったと思われる。

さらに、申立人から IOC への 2019 年 12 月 18 日付のレターは、被申立人が提案したように、和解の流れの中で送付された。また、申立人が IOC からの承認を求めた理由は、IF による選考システムの修正の一環として規則 40.1 の下で IOC の承認が求められていたからである。「承認」は、「IOC 競技部との協議」とは異なるものである。

C. 管轄権に関する仲裁廷の判断

79. 本事案においては、本件連絡が実際に上訴の対象となる決定であったか否かについて、両当事者間に紛争が存在する。

80. 上記のことを考慮して、本仲裁廷は、仲裁規程 R47 に照らしてこの管轄権問題を評価しなければならない。仲裁規程の R47 によると、CAS に対する上訴を提起することができるのは、a) 「連盟、協会またはその他のスポーツ関連団体の決定」が下され、b) 当該団体の憲章または規則でその旨が定められており、c) その団体内で利用可能なすべての内部の不服申立て手続きが尽くされている場合に限られる。

81. 次に、CAS への上訴に関する各構成要素を以下に示す。

a. IFSC は、実際の決定を下したか？

82. 本事案は、以下の 4 つの連絡に関するものである。

i. IFSC から JOC に出した 2019 年 10 月 14 日のレター

ii. 「2020 オリンピック競技大会スポーツクライミングの選考プロセスの説明」という 2019 年 10 月 24 日付の文書

iii. 「日本が 2 つのメダルを獲得、オリンピック出場選手が新たに 6 人誕生」という 2019 年 11 月 30 日付の文書

iv. 「トゥールーズで女子選手 6 名がオリンピック出場資格を獲得」という 2019 年 12 月 1 日付の文書

83. しかし、両当事者は、本件連絡が実際の決定であるか否かについては意見が異なる。実際のところ、被申立人は、仲裁規程の R47 の意味する「決定」であるとみなすことはできない 4 つの連絡に対して提起されているものであるから、上訴は却下しなければならないと主張している。

84. 当該本件連絡がそれ自体「決定」に当たるか否かを判断するにあたり、本仲裁廷は、以下の CAS 判例に注目する。

－ CAS 2004/A/659 事件は、決定とは、「個人に向けられた個々の主権の行為であって、その行為により、法的状況を構成または説明する具体的な行政法に係る関係が、義務的かつ制約的な方法で解決されるもの」であるとしている。効果は、当局と、決定を受け取る当事者の両方を直接拘束するものでなければならない。

－ さらに、CAS 2015/A/4213 事件においては、CAS は、決定を「1 名または複数名の所定の受取人に宛てて送付された一方的な行為で、法的効果をもたらすことが意図されたもの」と定義し、「スポーツ協会または連盟が出した上訴の対象となる決定は、通常は、『決定意思 (animus decidendi)』、すなわち、ある問題について決定を下すという協会の機関の意思に基づいて、ある者に宛てられた、協会の連絡である。いかなる『判断』も含まない単なる情報は、決定とみなすことはできない」とした。

－ CAS 2005/A/899 事件および 2007/A/1251 事件において、CAS は、「決定があったか否かの判断には、伝達形式は無関係である。特に、伝達がレター形式で行われたという事実は、それが上訴の対象となる決定にあたる可能性を排除するものではない」とした。

－ また、CAS 2005/A/899 事件および 2007/A/1251 事件において、CAS は、「連絡が決定

にあたると認められるには、この連絡には、決定機関がその決定の名宛人またはその他の者の法的状況に影響を及ぼす意図をもって下した判断が含まれていなければならない旨を示した。

- CAS 2007/A/1251 事件では、要請に対処することを拒否したスポーツ関連団体が出した判断は、一定の状況下では、決定とみなすことが可能であると認定した。特に、CAS は、「ARIS による救済請求に対してそのような形で応答することにより、FIFA は、その要請には応じない旨をはっきりと示し、これにより、要請の受理可能性に関する判断を行い、ARIS の法的状況に直接影響を及ぼしたのである。従って、レター形式であったにもかかわらず、FIFA が ARIS の要請に応じることを拒絶したことは、実質的には決定であったといえる」と述べた。

85. 上記のことを考慮して、本仲裁廷は、まず、2019 年 10 月 14 日付のレターが JOC の 2019 年 10 月 3 日付のレターの返信として書かれたことに注目する。2019 年 10 月 3 日付のレターにおいて、JOC は、JMSCA の選手選考プロセスをサポートする意思を明らかにする一方で、開催国割当出場枠と選考大会割当出場枠の優先順位についての手続きを明確化するよう、IFSC に求めた。JOC はまた、JMSCA からの連絡(これも 2019 年 10 月 3 日付)をこのレターに添付したが、そのレターで、申立人は、2019 年 8 月 27 日の確認選手リストに変更を加えたい旨を表明していた。本仲裁廷は、JMSCA が希望したのは、檜崎智亜選手と野口啓代選手(両名は WCH による確認)は維持するが、開催国割当出場枠により男子選手 1 名と女子選手 1 名を選考するために、原田海選手と野中生萌選手をリストから取り下げることであった。

86. 2019 年 10 月 14 日、IFSC は、2019 年 10 月 3 日のレターの受領を確認し、IFSC 選手選考システムに従い、「取り下げた選手を後に改めて確認することはできない」として、「要請に応じることはできない」旨を JOC に通知した。IFSC はさらに、「開催国割当出場枠は、開催国がオリンピック競技大会に参加することができるようにするために IOC が導入した特別な枠です。参加資格を得た選手に関する柔軟な取扱いを認める道具としてのものではありません。言い換えると、日本が選手 1 名に確認を出した場合、開催国割当出場枠は適用されず、再配分の対象になります」と述べた。

87. 「2020 オリンピック競技大会スポーツクライミングの選考プロセスの説明」という 2019 年 10 月 24 日付の文書については、本仲裁廷は、この文書は 2019 年 10 月 14 日の IFSC のレターでの主張を裏付けるためのものであると考える。

88. 「日本が 2 つのメダルを獲得、オリンピック出場選手が新たに 6 人誕生」という 2019 年 11 月 30 日の文書と、「トゥールーズで女子選手 6 名がオリンピック出場資格を獲得」という 2019 年 12 月 1 日の文書については、本仲裁廷は、これらの文書はトゥールーズでの OQE を終えて東京 2020 の出場資格を正式に獲得した選手の氏名を公表したものだが、藤井快選手、檜崎明智選

手、伊藤ふたば選手、森秋彩選手には東京 2020 の出場枠も暫定出場枠も割り当てなかったことに注目する。従って、本仲裁廷はまた、これらの文書は、2019 年 10 月 14 日の IFSC のレター、すなわち、オリンピックの確認選手を示した JMSCA のリストは変更しないとする IFSC の見解を確認するレターの結果として出されたものであると考える。

89. また、本仲裁廷は、IFSC が(CAS 2019/A/6557 上訴事件における)答弁書のパラグラフ 4において、連絡(1)と連絡(2)に含まれている情報および説明は、被申立人から提供された従前の情報から多少逸脱していることを認めていることに注目する。

90. 上記のことを考慮して、本仲裁廷は、IFSC からの本件連絡は、被申立人が主張するように、選考システムについての情報と説明のみが記載されているということとはできないと判断する。本仲裁廷の意見では、本件連絡には、IFSC による権威的な見解が示されており、従って、決定にあたる(CAS 2015/A/4203 を参照)。

91. その結果、IFSC は、「東京 2020 に参加する選手に関する決定を変更すること」と、「8 月 27 日に書面にて正式に通知した内容」を変更することを認めてほしいという JMSCA の要望に基づく JOC からの要請を拒絶した。にもかかわらず、本仲裁廷は、2019 年 10 月 14 日のレターが JMSCA ではなく JOC に宛てられたものであることに着目する。これについて、本仲裁廷は、IOC 選手選考システム原則は、NOC は NF(すなわち、本事案においては JMSCA)の推薦に基づいて選手を選考することができるかと定めていることを指摘したい。

92. 以上のようなことから、国内レベルで選手を選考する法的権利を有するのは JMSCA か JOC かのいずれであるかに関する問題は無関係である。実際のところ、NOC である JOC は、NF である JMSCA の推薦に従うことに同意しており、従って、JMSCA の選考システムと、既にオリンピックの出場が確認した選手のリストの変更の要請を支持した。

93. むしろ、本仲裁廷にとっての問題は、本件連絡により誰が影響を受けたかを決定することである。学説と判例は、一般的に、「決定の名宛人その他の者の法的状態に影響を及ぼすことを意図した判断が連絡の中に含まれていれば、その連絡は決定にあたる」ことを認めている(CAS 2004/A/659, MAVROMATI/REEB, The Code of the Court of Arbitration for Sport, Commentary, Cases and Materials, p. 384)。

94. 本事案においては、本仲裁廷は、2019 年 10 月 14 日の IFSC からの連絡は JMSCA の法的権利に影響を与えたと判断する。IFSC は、JMSCA の要望に基づく JOC からの要請を拒絶し、これにより、許容性についての判断を行い、JMSCA に直接影響を与えた。特に、本仲裁廷は、JMSCA の推薦権が IFSC によって否定されたことから、これは、決定にあたり、これがその後の

2019 年 10 月 24 日、2019 年 11 月 30 日、2019 年 12 月 1 日の連絡につながったと認定する。

95. この結果、本仲裁廷は、本件連絡が JMSCA の法的権利に影響を与えたことから、本件連絡は争うことのできる決定であるという見解である。

b. 本件連絡は最終的なものか。すなわち、そのスポーツ関連団体内で利用できる不服申立ての段階を利用し尽くしたか？

96. 本件連絡は IFSC が下した実際の決定であって、JMSCA に影響を及ぼしたことが証明されたところで、本仲裁廷は、それが「最終的」なものか否かを判断しなければならない。

97. まず、本仲裁廷は、IOC 選手選考システム原則の「問題解決」の条項が以下のように定めていることに注目する。

選考システムの解釈または実施に関連して IF と NOC との間に生じた紛争は、IOC 競技部との直接協議により解決すべきである。ローザンヌ(スイス)のスポーツ仲裁裁判所(CAS)は、その紛争の解決のための最終段階とする。

98. この点について、被申立人は、選考システムに関する紛争は「IOC 競技部との直接協議により解決」すべきであること、「その紛争の解決のための最終段階」は CAS であることを主張する。しかし、本仲裁廷は、IFSC の主張に納得していない。その主張によると、IFSC 選手選考システムは IOC の IOC 選手選考システム原則に準拠しなければならず、結局、紛争はまず、「IOC 競技部との直接協議により」解決しなければならない。「問題解決」条項は、「選考システムの解釈または実施に関連して IF と NOC との間に生じた紛争は、IOC 競技部との直接協議により解決すべきである」としている。しかし、本件紛争は、IOC と IFSC の間のものではなく、JMSCA と IFSC の間のものである。

99. 次に、本仲裁廷は、IFSC 憲章の第 36 条が「IFSC 憲章等に基づいて生じる紛争は、懲戒・上訴規則に定める手続きおよび規則に基づいて処理される。紛争に関する最終判断は、スポーツ仲裁裁判所(スイス・ローザンヌ市)に上訴することができる」と定めている

100. IOC 選手選考システム原則には、IFSC 憲章の第 36 条に基づく NF と IF の間の紛争に対する CAS の管轄権を排除する文言は存在しないことを考慮すると、本仲裁廷は、第 36 条に基づく CAS の管轄権は容認されると判断する。

101. また、国内競技連盟である申立人と、国際競技連盟である被申立人は、オリンピック憲

章に拘束される当事者であることを考慮に入れると、出場資格(選考システムの解釈に関する問題を含む)に関する紛争は、オリンピック憲章の規則 61.2 に従い、CAS「のみが提訴を受理するものとする」。この点について、本仲裁廷は、オリンピック憲章は国際的な上訴段階を定めておらず、また、CAS への上訴以外の法的救済手段も定めていないことに注目する。

102. 従って、本仲裁廷は、本件連絡は最終的なものであること、申立人は上訴前に利用可能なすべての法的救済手段を尽くすという条件を遵守していることを認定する。

c. IFSC の憲章もしくは規則、または問題の当事者間の具体的な合意には、当該決定に関する CAS への上訴を定めた仲裁条項があるか？

103. CAS の管轄権を判断するためには、本仲裁廷は、法規範に含まれる上訴仲裁条項に目を向けなければならない。

104. 上記のように、オリンピック憲章の規則 61.2 は、「オリンピック競技大会の開催中、または大会に関連して発生した紛争は、スポーツに関する仲裁規程に従いスポーツ仲裁裁判所のみが提訴を受理するものとする」と定めているが、IFSC 憲章の第 36 条は、「IFSC 憲章等に基づいて生じる紛争は、懲戒・上訴規則に定める手続きおよび規則に基づいて処理される。紛争に関する最終判断は、スポーツ仲裁裁判所(スイス・ローザンヌ市)に上訴することができる」と定めている。

105. 上記のことから、本仲裁廷は、これらの上訴仲裁条項を組み合わせることにより、本事実を判断する CAS の管轄権が与えられると判断する。

106. 従って、本仲裁廷は、本上訴を判断する CAS の管轄権を認める。

VI. 受理可能性

107. 仲裁規程の R49 は、以下のとおりである。

関係する連盟、協会、スポーツ関連団体の憲章もしくは規則または事前の合意に期限の定めがない場合、上訴期限は、上訴の対象である決定の受領日から 21 日とする。部門長は、上訴申立書がその文面上遅延している場合には、手続きを開始してはならず、その書面を提出した当事者にその旨を通知するものとする。手続きが開始している場合において、上訴申立書が遅延しているときは、当事者は、部門長、または仲裁廷が既に構成されていれば仲裁廷の長に対し、その手続きの中止を要請することができる。部門長または仲裁廷の長は、他の当事者からの提出書類

を検討した後に判断を下す。

108. 連絡(1)および連絡(2)は、それぞれ 2019 年 10 月 14 日と 2019 年 10 月 24 日に、当事者に対して送付された。CAS 2019/A/6557 事件の上訴申立書は、その後、2019 年 11 月 1 日に提出された。

109. 連絡(3)および連絡(4)は、それぞれ 2019 年 11 月 30 日と 2019 年 12 月 1 日に当事者に対して送付された。CAS 2019/A/6557 事件の上訴申立書は、その後、2019 年 12 月 21 日に提出された。

110. 従って、これらの上訴は受理可能ということになる。

VII. 適用法

111. 仲裁規程の R58 は、以下のとおりである。

仲裁廷は、適用される規則のほか、補助的に、異議を唱えられている決定を下した連盟、協会またはスポーツ関連団体の所在する国の法律に従って、または仲裁廷が適切とみなす法規範に従って、紛争についての決定を下すものとする。後者の場合、仲裁廷は、その決定の理由を付すものとする。

112. 両当事者は、それぞれの主張を裏付けるものとして、主として、オリンピック憲章および IOC 選手選考システム原則、ならびに IFSC 選手選考システム、IFSC 憲章その他の IFSC の関連規則を援用するとともに、CAS の判例を援用してそれぞれの主張を補足している。いずれの当事者も他の形では主張していない。

113. 従って、本仲裁廷は、オリンピック憲章および IOC 選手選考システム原則ならびに IFSC 選手選考システム、IFSC 憲章その他の IFSC の関連規則は、仲裁規程 R58 の目的上、「適用される規則 (applicable regulations)」であることを確認する。しかし、スイスは IFSC が所在する国であることから、スイス法が紛争の本案に補助的に適用される。

VIII. 本案

114. 紛争の目的物は、本件連絡である。一方で、JMSCA は、本仲裁廷に対し、JMSCA には開催国割当出場枠を使って(男女別に)特定の選手(出場枠を得たか否かを問わない)を柔軟に選出する権利があり、OQE で上位 6 位以内に入るか、または CCH において優勝した日本人選手

に確認することを認めるという判断を下すことを求めている。他方で、IFSC は、本上訴の即座の却下を求めている。

115. 両当事者の提出書類に照らして、本仲裁廷が審理しなければならない争点は3つである。まず、申立人は、CAS にこの請求を提起する当事者適格があるのか？ 第 2 に、東京 2020 への参加のために実施されている IFSC 選手選考システムはどのようなものか？ 第 3 に、申立人による IFSC 選手選考システムの解釈は正しいか？である。

116. 本仲裁廷は、これらの争点を、以下、順を追って個別に分析する。

A. 申立人には、訴えを提起する当事者適格があるか？

117. 被申立人は、NF である申立人は本件連絡による影響を直接受けておらず、従って、CAS に上訴する権利を有しないと主張する。被申立人によると、申立人は、2019 年 8 月に男子カテゴリーと女子カテゴリーの両方で、WCH での上位 2 名ずつの日本人選手を確認したことで、IFSC 選手選考システムによる各 NOC の最大選手数(すなわち、男子カテゴリーと女子カテゴリーにおいて各 NOC につき 2 名ずつ)を既に使い果たしているため、何ら害を被っていない。被申立人は、申立人はこの手続きを通じて、オリンピックに確認された日本人選手の利益と、確認を得ていない選手の利益とを天秤にかけていると主張している。

118. これに対し、申立人は、本件連絡は JOC、JMSCA と、オリンピック出場資格を得たが確認を得ていない日本人選手(すなわち、檜崎明智選手、藤井快選手、森秋彩選手、伊藤ふたば選手)の法的地位に影響を及ぼすものと主張する。

119. 本仲裁廷は、両当事者は、競技においてすべての IFSC 加盟団体(および競争相手)のために平等な競争の場を作り出すことに向けて、IFSC 選手選考システム、2019 年 IFSC 複合予選会規則、IFSC 憲章その他 IFSC の関連規則のすべてが一様に適用されるようにすることについて、法的利益を有していることを強調したい。本仲裁廷は、競技については、すべての人が同じ規則の下で競いあうという利益があることに留意する。競技連盟は、その加盟団体に向けた手続きの公平性という基本原則を遵守しなければならない。一方で、IF には、自身の憲章に示す公式な手続きを適切に遵守して規則を採択することにより、規範に基づいた裁量権を行使することが求められている。IF は、その加盟団体である連盟に対する契約上の義務を IF に負わせる規則を完全に無視することはできない。

120. 上記の「管轄権」と「受理可能性」において論じたように、本仲裁廷は、申立人は本件連絡の受取人であるとの見解である。NF は NOC に選手を推薦する権限を有していることから、本

仲裁廷は、本件連絡は JOC による選手の最終選考における JMSCA の独自の自律的な推薦権に影響を及ぼしたと認定する。

121. 上記のことから、本仲裁廷は、スイス法に基づき、決定の名宛人には訴えを提起する当事者適格があると判断する。この背景のもと、本仲裁廷は、申立人には本件上訴を提起する当事者適格があることを確認する。

B. 東京 2020 への参加のために実施されている IFSC 選手選考システムはどのようなものか？

122. IOC 選手選考システム原則は、すべての IF が対象競技への参加資格を調整するために定める規則であるすべての選考システムの基準である。その原則によると、IF が定める選考システムは、「各 NOC が各国内競技連盟の推薦に基づいて最終的に選出されることを前提として」いる。こうしたシステムは、オリンピック憲章と IOC 選手選考システム原則に合致するとともに、IOC 理事会によって承認されなければならない。

123. 一般的に言えば、本仲裁廷は、IOC がスポーツクライミングの選考システムを最終的に管理するのであって、被申立人ではないとの見解である。オリンピック憲章の規則 40 および規則 40 の付属明細第 1 条に基づき、あらゆる競技の選考システムは、IOC 理事会に提出して承認を得なければならない。

124. こうした背景のもと、本仲裁廷は、東京 2020 の IOC 選手選考システム原則は 2017 年 7 月に IOC 理事会によって承認されたことに注目する。それ以降、各競技の選考システムが、関係 IF との協力により作成された。スポーツクライミングのシステムについては、2017 年 10 月に IFSC によって承認され、その後、オリンピック憲章の規則 40 および規則 40 の付属明細第 1 条に従って、2018 年 2 月 3 日に IOC 理事会によって承認された。IOC は、2018 年 2 月 3 日の承認状において、特に以下のように述べている。

選手選考システムの原則に従い、また、すべての NOC が正確な文書を扱っていることを徹底するため、各競技の選手選考システムは、一旦 IOC と各 IF との間で合意がされれば、IOC の同意なく変更してはならない。混乱や食い違いを避けるため、その選手選考システムは、IOC の承認なく、異なる書式で公表してはならない。

125. 2018 年 10 月、被申立人は、スポーツクライミングの IFSC 選手選考システムを公表した。

126. 出場枠の配分に関しては、IOC 選手選考システム原則は、あらゆる競技の選考システ

ムでは「出場枠は、名指しで選手個人に配分されるのか、NOC に配分されるのかを示す」ことを求めている。本事案では、IFSC は、「出場枠は、名指しで、選手個人に配分される」とするシステムを取ることを選択した。具体的には、名指しによる出場枠の配分は、IFSC 選手選考システムの第 3 条に定められている。

127. 開催国割当出場枠の配分については、IFSC 選手選考システムは、「D. 出場枠選定手順」と「F. 未使用出場枠の再配分」において、以下のとおり定めている。

「開催国には、男女各出場枠1が保証される。ただし、出場枠を得る選手は、本文書の C にて定められる適格性要件を満たし、かつ、「D. 出場枠選考手順」にて言及される大会のうちの少なくとも一つへの出場歴を有しなければならない。」

(...)

F. 未使用出場枠の再配分

(...)

未使用開催国割当出場枠の再配分

未使用の開催国割当出場枠は、未だ出場枠を有しない 2019 年複合世界選手権大会次位の選手に再配分される。ただし、各 NOC に男女別に割り当てられた最大選手数を尊重しなければならない。

128. 上記のことから、本仲裁廷は、IFSC 選手選考システムでは、開催国が既に確認した選手を出場資格を得た別の選手と交代させることができるとは定めておらず、また、開催国が出場枠選考手順を通じて出場資格を得ていない選手を 2 人目に出出することを認めてはいないことを確信する。

C. 申立人による IFSC 選手選考システムの解釈は正しいか？

129. 本仲裁廷は、IOC 選手選考システム原則および IFSC 選手選考システムに含まれている規則は、一般的に、その文面上は明確であると認める。しかし、本事案におけるこれらの規則の適用は、以下に定める様々な理由により、複雑である。

130. この点について、本仲裁廷は、2018 年 10 月以来、申立人は、IFSC 選手選考システムの解釈について、被申立人と何度もやり取りを行ったことに注目する。状況を評価するためには、以下の一連の出来事を検討する必要があるように思う。

- 2018 年 11 月 6 日、申立人は、IFSC 選手選考システムの解釈について問い合わせる電子メールを被申立人に送付した。
- 2018 年 11 月 10 日、オリンピック調整委員長であるジェロム・メイヤー氏が、開催国割当出場枠の使用に関する以下のような電子メールを申立人に送信し、「QS に関する問題の場合には、IOC に対して不服を申し立てるのは JOC であって、JMSCA が IFSC に対して不服を申し立てるのではない」と述べた。
- 2019 年 3 月 14 日、IFSC 選手選考システムに関するワークショップにおいて、ジェロム・メイヤー氏は、ある NOC の男女各々 2 名の選手が世界選手権大会で既に確認している場合であっても、同じ NOC の別の選手もその後の選考大会で追加的かつ暫定的に確認を得ることができると説明した。
- 2019 年 3 月 16 日、IFSC 総会の記者会見で、小日向徹氏が、口頭で、以下のように述べた(日本語からの翻訳)。

「選考大会割当出場枠の確認」は、「オリンピック大会のエントリーの確定」と同じ概念ではない。選考大会割当出場枠を有していない選手が複合予選会に参加した場合、3 つ目の出場枠が確認する可能性もある。NOC が選考大会毎に最大 2 名の選手の出場枠を確認することも可能であるから、NOC は合計 2 つ以上の参加資格を確認することになるかもしれない。選考大会割当出場枠は、確認した選手に与えられる。一方で、開催国割当出場枠は、まだ確認していない選手について使用することができる。
- 2019 年 5 月 21 日、申立人は、東京 2020 への出場方法に関する国内基準を発表した。それによると、3 つの選考大会を通じて 3 名以上の選手が出場枠を得ることができることになっていた。
- 2019 年 8 月 20 日と 21 日に、WCH が八王子にて開催された。男子複合種目で、檜崎智亜選手が優勝し、原田海選手が 4 位、檜崎明智選手が 5 位、藤井快選手が 6 位に入った。女子複合種目では、野口啓代選手が優勝し、野中生萌選手が 5 位、森秋彩選手が 6 位、伊藤ふたば選手が 7 位に入った。
- 2019 年 8 月 26 日、佐藤さくら氏が渡辺稔一氏からの IFSC 選手選考システムに関する問い合わせに回答し、IFSC 選手選考システムは「名指し方式」と述べた。
- 2019 年 8 月 27 日、JMSCA は、ジェロム・メイヤー氏にレターを送り、檜崎智亜選手、原

田海選手、野口啓代選手、野中生萌選手というオリンピック出場資格を得た 4 名の選手を確認した。

－ 2019 年 8 月 30 日、JOC は、東京 2020 の出場枠を確認するためにジェロム・メイヤー氏にレターを出し、これにより、クライミングのオリンピック出場資格を得た選手として檜崎智亜選手、原田海選手、野口啓代選手、野中生萌選手の 4 名を登録した。このレターの件名は、「東京 2020 の割当出場枠の使用の確認について」であった。

－ 2019 年 9 月 4 日、ジェロム・メイヤー氏は、JOC による東京 2020 の出場枠の確認の受領を確認した。今後の大会において別の日本人選手が出場枠を獲得する機会についての JOC の質問に関しては、同氏は、以下のように進める旨を説明した。その内容は以下のとおり。「トゥールーズの予選大会において、男女別に各 2 名の日本人選手が、認められる 6 つの出場枠内で枠を獲得した場合、IFSC は、日本オリンピック委員会(JOC)にレターを送付し、その選手らの確認を求める。別の日本人選手がアジア選手権大会で出場資格を得た場合も、IFSC は同様の手続きを進める。このことは、過去の大会で既に得た確認に影響を及ぼすものではない。」

－ JOC 宛ての 2019 年 10 月 4 日付のレターにおいて、ジェロム・メイヤー氏は、2019 年 9 月 4 日の説明が正確でなかったと認めつつ、JMSCA は東京 2020 の出場枠を既に確保したと述べた。被申立人によると、JMSCA は、WCH で女子選手 2 名、男子選手 2 名という最大割当選手数に既に達した。

－ IFSC 宛ての 2019 年 10 月 3 日付のレターでは、JOC は、JMSCA の選考プロセスをサポートする意思を表明した。JOC はまた、IFSC に対し、IFSC 選手選考システムの手続きを明確化するとともに、添付の JMSCA から IFSC への 2019 年 10 月 3 日付のレターを確認するよう求めた。そのレターでは、JMSCA は、2019 年 8 月 27 日に確認した選手リストの変更をしたい旨を述べた。すなわち、檜崎智亜選手と野口章代選手(いずれも WCH により確認)は掲載したままで、男子選手 1 名と女子選手 1 名を開催国割当出場枠により選出するため、原田海選手と野中生萌選手をリストから取り下げたいというものであった。

－ 2019 年 10 月 14 日、ジェロム・メイヤー氏は、2019 年 10 月 3 日付のレターの受領を確認し、IFSC 選手選考システムに従い、「取り下げられた選手を後に改めて確認することはできない」として、「求めに応じることはできない」旨を JOC に通知した。同氏はまた、「開催国割当出場枠は、開催国がオリンピック競技大会に参加できるようにするために IOC が導入した特別な枠です。参加資格を得た選手に関する柔軟な取扱いを認める道具としてのものではありません。言い換えると、日本が選手 1 名を確認した場合、開催国割当出場枠は適用されず、再配分の対象になります」と述べた。

131. 上記のことから、本仲裁廷は、選手が選考大会で出場資格を得たか否かにかかわらず、申立人は、開催国割当出場枠を使って男女別に 1 名の選手に柔軟に出場資格を与えることができるという理解であったことに注目する。

132. ジェロム・メイヤー氏から送付された連絡に対する申立人の見解にかかわらず、本仲裁廷は、IOC は 2018 年 2 月 3 日に IFSC 選手選考システムを承認したことを思い起こしてみると、そのときから、申立人がその内容を認識しているはずであると考えるのは合理的である。また、申立人と JOC は、2018 年 11 月 10 日に、「…正式な出典は、すべての NOC 向けの IOC 関連プラットフォームです。明らかに、IFSC は、IOC と密接な関係にあり、我々のウェブサイトに表示されている内容は最新のものとなるよう注意していますが、一般に、この QS に関する正式な要請は、自国の NOC(すなわち JOC)に対して行うべきものです。これはせせこましい回答のように見えるかもしれませんが、重要なことです。というのも、例えば、QS に関する問題の場合には、IOC に対して不服を申し立てるのは JOC であって、JMSCA が IFSC に対して不服を申し立てるのではないからです」という連絡を受けている。

133. ジェロム・メイヤー氏による IFSC 選手選考システムの解釈は、不正確であったかもしれないが、同氏は、2018 年 11 月 10 日付のレターにて、正式な出典は、IOC のプラットフォームであって、彼自身の解釈ではない旨を明記している。

134. にもかかわらず、申立人は、2019 年 5 月 21 日に、東京 2020 の国内基準を発表した。その内容は、「選考大会割当出場枠を有する選手が 3 名以上のとき(男女各々同様)、以下の方法で JOC 推薦選手を選考する」というものであった。

135. 本仲裁廷は、申立人とのやり取りにおける IFSC およびその役員による発言の中には、申立人にとって混同を生じるおそれがあり、おそらく、ある程度は誤解を招くおそれがあるものもあったことを認める。また、IFSC 自身も、2019 年 10 月 14 日と 24 日の連絡は、ある点では、IFSC がそれまでに JMSCA に対して提供した情報に逸脱するものであったことを認めている。

136. しかし、本仲裁廷は、被申立人が JMSCA とその選手らが被申立人の説明を信じ、国内基準を公表し、OQE および CCE という予選会のために準備するよう仕向けたという申立人の主張は認めない。これは、上記の連絡から生じたものではない。申立人は、公式プラットフォームは IOC であることを知っていたにもかかわらず、国内基準を起草する正式な典拠としてジェロム・メイヤー氏のいくつかの発言に依拠することを選択したのである。これは、申立人の選択であった。

137. 同様に、本仲裁廷は、JMSCA の渡辺稔一氏が 2019 年 8 月 26 日に佐藤さくら氏から、

IFSC 選手選考システムは「名指し方式」を課している旨を知らされていたこと、佐藤氏の理解では、JMSCA が「今回確認すれば、4 名の選手が確定する」、すなわち、現時点で JOC が選手を確認すればそれが最終的なものであったことに注目する。

138. 聴聞会において、渡辺稔一氏はさらに、2019 年 8 月 26 日付の佐藤さくら氏からの電子メールは、渡辺氏が佐藤さくら氏に対して行った照会に対する回答であったことを確認した。この電子メールにおいては、佐藤さくら氏が「問題を改めてチーム内で確認した」と述べていることに本仲裁廷は注目する。佐藤さくら氏がメールでそのようなことに触れた理由を問われて、渡辺稔一氏は、JMSCA が IFSC 選手選考システムについて異なる説明を受けたと聞いたと説明した。

139. 本仲裁廷は、渡辺稔一氏は、JMSCA の代わりに、佐藤さくら氏からの 2020 年 8 月 26 日の電子メールで詳細な指示を受けたとの見解である。本仲裁廷は、佐藤さくら氏のメールの後、JMSCA と JOC は 2019 年 8 月 27 日と 30 日に東京 2020 の日本人選手 4 名(具体的には男子 2 名、女子 2 名)の確認に進んだことを指摘する。また、本仲裁廷は、2019 年 8 月の WCH の直後に、後に参加資格を得た別の選手に改めて確認する機会があるか否かを JOC が尋ねた際に、JMSCA が東京 2020 スポーツエントリー担当ディレクターのメリーナ・クサンソポーロー氏から同じ情報を受け取ったことに注目する。

140. 2019 年 10 月 14 日、被申立人は、開催国割当出場枠は自由に使用することができない旨を申立人に通知した。また、2019 年 10 月 25 日には、「2020 オリンピック競技大会スポーツクライミングの選考プロセスの説明」という 2019 年 10 月 24 日付の文書を申立人に送付した。この文書には、WCH で既に 2 つの出場枠を確保した JOC に所属する選手は、OQE で上位 6 位以内に入るか、または CCH で優勝したとしても、出場資格は認められないであろうことが示されている。

141. これに関し、本仲裁廷は、IFSC 選手選考システムによると、各 NOC の最大選手数が男子 2 名、女子 2 名であることに注目する。特に、「D. 出場枠選考手順」では、「選考の対象となる大会を大会の優先順に示す」と定めている。本仲裁廷は、WCH はリストの最初に示されている選考大会であり、これにより、「当世界選手権大会男女各上位 7 名の選手にそれぞれ出場枠 1 が配分される。ただし、各 NOC に男女別に割り当てられた最大選手数を尊重しなければならない」とされていることを指摘する。また、IFSC 選手選考システムには、一定の条件下で「開催国には、男女各出場枠 1 が保証される」こと、「未使用の開催国割当出場枠は、未だ出場枠を有しない 2019 年複合世界選手権大会次位の選手に再配分される。ただし、各 NOC に男女別に割り当てられた最大選手数を尊重しなければならない」ことが定められていることを強調したい。その結果、開催国である日本には、開催国割当出場枠が「未使用」である場合に限り、保証された開催国割当出場枠男女各 1 名を獲得することができる。なお、未使用である場合には、「未だ出場枠を有しない WCH 次位の選手に再配分される」ことになる。

142. 両当事者が提出した証拠によると、WCH では男子 4 名、女子 4 名が男女各々上位 7 名の中に入ったことがわかる。従って、2019 年 8 月 20 日から 21 日にかけて開催された WCH において日本人選手が収めた成績に基づき、JMSCA は最大割当数に達したことになる。その後、2019 年 8 月 27 日と 8 月 30 日に、JMSCA と JOC は、男女各 2 名という最大割当数について確認した。

開催国である日本は、WCH で既に男女各々最大割当数を獲得していることから、男女各々の開催国割当出場枠を使用することができなかった。

143. 申立人は数回にわたって IFSC とその役員から受けた情報は IFSC 選手選考システムの「根本的な変更」にあたると主張するが、本仲裁廷は、IOC の承認を得ていないことから、それが IFSC 選手選考システムの修正にあたるとは考えない。また、IF の代表者による不正確な発言があったからといって、それが自動的に既存の規則を修正することにはならない。ジェロム・メイヤー氏による誤解を招くような発言を非難することはできるものの、その発言は、適用される規則を変更するものではなかった。従って、本仲裁廷は、IFSC 選手選考システムは、2018 年 2 月 3 日に IOC によって承認されて以降、何ら修正を受けていないと認定する。

144. IOC 選手選考システム原則は NOC が NF(すなわち、本事案においては JMSCA)の推薦に基づいて選手を選考することができると定めていることから、JOC は、JMSCA の推薦に従い、2019 年 8 月 30 日に、オリンピック出場資格を得た日本人選手を東京 2020 に確認した。本仲裁廷の見解では、2019 年 8 月 30 日付の JOC の確認は、今なお存在する。渡辺稔一氏は、JOC が IOC または IFSC に対し、2019 年 8 月 30 日に書かれたレターの撤回または取消しを求めたかどうかを聴聞会で尋ねられて、撤回も取消しもしていないと答えた。最終的に、本仲裁廷は、2019 年 8 月 30 日の確認レターは取り消されておらず、撤回されておらず、異議が唱えられていないと結論付け、各 NOC につき男女各々 2 名という最大出場枠を獲得した後、2019 年 8 月 30 日をもって JMSCA のオリンピックの選手陣容(すなわち、檜崎智亜選手、原田海選手、野口啓代選手、野中生萌選手)を確認したと認定する。

145. 本仲裁廷は、誤った解釈を理由とする例外を認められる権利があると申立人が考えていることを指摘しながらも、JMSCA が被申立人にこの点に関する要請を出し、その要請が最終的に拒絶されたことを強調したい。

146. 選手選考原則によると、「各競技／種別の選手選考システムは、一旦 IOC と IF が同意すれば、IOC の同意なく変更してはならず、IOC の承認なく、異なる書式で公表してはならない」(強調部筆者)。従って、本仲裁廷は、JMSCA はその要請を、IFSC(だけ)ではなく、JOC と IOC に

対して(少なくともこれらに対しても)行うべきであったことを認定する。この手続きを通して、IFSC は、申立人は正確な相手方を指定しなかったと主張するが、本仲裁廷は、そのような主張に同意しないわけではない。実際のところ、JOC は、2019 年 8 月 30 日に出場枠の確認を送付した。IOC が手続きに関わっていなければ、申立人は、—IFSC の役員のうちの 1 人が報告した規則の誤解釈をもとに—、IOC の規則の改訂を期待することはできない。同様に、申立人は、本仲裁廷が、JOC を手続きに関わらせることなく、JOC の決定を取り消すことを期待することもできない。被申立人は、規則をもって行いたいことを行える立場にはない。IOC が承認した、適用される IFSC 選手選考システムは、出場枠を配分する自由裁量および IOC によって承認された選手選考システムを修正する自由裁量を NOC または NF に与えるものではない。また、本仲裁廷は、2018 年 11 月 10 日付のレターにおける以下のようなジェロム・メイヤー氏の意見を強調しておきたい。「正式な出典は、すべての NOC 向けの IOC 関連プラットフォームである。(…)これはせせこましい回答のように見えるかもしれないが、重要なことである。というのも、例えば、QS に関する問題の場合には、IOC に対して不服を申し立てるのは JOC であって、JMSCA が IFSC に対して不服を申し立てるのではないからである。」本仲裁廷は、被申立人(のみ)を相手先とするのは間違いであったように思う。

147. この結果、本仲裁廷は、JOC からの 2019 年 8 月 30 日の確認状、すなわち、東京 2020 の出場枠を確認した JMSCA の推薦に基づく選考決定が有効であるとの判断を下す。

148. 従って、仲裁廷は、申立人による IFSC 選手選考システムの解釈は不正確であると認定し、IFSC 選手選考システム(および IOC 選手選考システム原則)が本事案に適用されなければならないことを確認する。

149. 最後に、上記の判断により、両当事者が本仲裁廷に対して行ったその他の請求を本仲裁廷が検討することは必要ではなくなった。従って、他の趣旨の請求については、そのすべてを棄却する。

IX. 費用

150. 仲裁規程の R64.4 は、以下のとおり定める。

手続きの最後に、CAS 事務局は、仲裁費用の最終金額を決定する。仲裁費用には、CAS 事務局手数料、CAS 料金表に従って計算される CAS の管理費用、仲裁人の費用、CAS 料金表に従って計算されるアドホック・クランク(いる場合)の費用、CAS の費用に対する拠出金、証人、専門家および通訳の費用を含む。仲裁費用の最終勘定は、仲裁判断に盛り込むか、または両当事者に別途通知することができる。

151. 仲裁規程の R.64.5 は、以下のとおり定める。

仲裁判断において、仲裁廷は、いずれの当事者が仲裁費用を負担するか、またはどのような割合で両当事者が仲裁費用を分担するかを決定するものとする。両当事者からの具体的な要請がなければ、一般原則として、仲裁廷は、勝った当事者に対し、手続きに関連して生じる自己の弁護士費用その他の費用、特に、証人および通訳の費用の分担を受けることを認める裁量を有する。そのような分担を受けることを認めるにあたり、本仲裁廷は、手続きの複雑さおよび結果のほか、両当事者の行為および財源を考慮に入れるものとする。

152. 仲裁の結果を考慮するとともに、一方で両当事者とそれぞれの代理人の行為に注目し、他方で本上訴の様々な部分における各当事者の勝ち負けに注目したうえで、本仲裁廷は、CAS 事務局が決定して、両当事者に通知することになっている仲裁費用については、JMSCA と IFSC がこれを均等に負担することが公平で合理的であると認定する。また、本仲裁廷は、同様の理由で、法定費用その他の費用は各当事者の負担とすることが合理的であると認定する。

上記の理由により、スポーツ仲裁裁判所は、以下のとおり、判断を下す。

1. CAS 2019/A/6557 事件の手続きにおいて、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(JMSCA)が、国際スポーツクライミング連盟(IFSC)に対し、IFSC から日本オリンピック委員会への 2019 年 10 月 14 日のレターおよび「2020 オリンピック競技大会への選考プロセス」という 2019 年 10 月 24 日付の文書に関して提起した上訴は、これを棄却する。
2. CAS 2019/A/6663 事件の手続きにおいて、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(JMSCA)が、国際スポーツクライミング連盟(IFSC)に対し、「日本が 2 つのメダルを獲得、オリンピック出場選手が新たに 6 人誕生」という 2019 年 11 月 30 日の文書および「トゥールーズで女子選手 6 名がオリンピック出場資格を獲得」という 2019 年 12 月 1 日の文書に関して提起した上訴は、これを棄却する。
3. CAS 仲裁廷が決定し、両当事者に通知する仲裁費用は、JMSCA と IFSC が均等に負担する。
4. 本仲裁に関連して生じた各自の費用その他の費用は、各自の負担とする。
5. その他の申立てまたは請求は、そのすべてを棄却する。

仲裁地: スイス・ローザンヌ市

日付: 2020 年 12 月 10 日

スポーツ仲裁裁判所

マルティン・シムケ博士
仲裁廷の長

ハンス・ナター博士
仲裁人

ミケーレ・ベルナスコーニ氏
仲裁人

マリアン・サローニ氏
アドホック・クラーク